

## 令和6年第5回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和6年9月10日（第5日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	10番	吉岡英允
2番	岸川信義	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎
9番	大串武次		

2. 欠席議員は次のとおりである。

3番 友田香将雄

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	大串恭隆	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	出雲誠	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	小野勉
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	鶴田浩紀	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	久原正好	新しい学校づくり課長	永石敏
生涯学習課長	矢川靖章	農業委員会事務局長	山下英治

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 中原賢一  
課長補佐 川崎常弘  
議事係書記 草場雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

5番 中村秀子                      6番 定松弘介

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 吉岡英允議員

1. 自転車の交通安全対策について
2. 災害に強いまちづくりについて

2. 前田弘次郎議員

1. 通学支援の在り方と通学路の安全対策について
2. 学校統廃合後の校舎・跡地の利活用について

3. 中村秀子議員

1. 各種料金の値上げの対応について
2. 部活動の地域移行について

---

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着をお取りください。

ここで申し上げます。

友田香将雄議員から、会議規則第2条の規定により欠席の届出がありますので、報告いたします。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、中村秀子議員、定松弘介議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は3名です。

順次発言を許します。吉岡英允議員。

○吉岡英允議員

おはようございます。10番吉岡英允でございます。

一般質問2日目、最初の質問者として質問を行いたいと思います。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従い、今回は自転車の交通安全対策についてと、災害に強いまちづくりについての2項目について質問をいたしたいと思います。

1項目めとして、自転車の交通安全対策についての質問を行います。

まず1点目として、改正道路交通法が11月から施行されることと報道がなされております。ここに報道の新聞記事の写しがございますので、少し読んでみたいと思います。

大見出しで、ながら運転、酒気帯び、自転車罰則11月施行というふうなことで書かれております。改正道交法、講習命令もというようなことで、自転車走行中の携帯電話の使用、ながら運転や酒気帯びに罰則を新設した改正道交法が11月1日に施行される予定であるというふうなことでございます。自転車運転者講習の受講を命令できるようにする道交法施行令の改正案も公表というようなことで書かれています。ながら運転は、有罪になると6箇月以下の懲役または10万円以下の罰金、実際に危険を生じさせた場合は1年以下の懲役または30万円以下の罰金となると。酒気帯び運転は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金というふうなことで書かれております。

なお、5月に成立しました改正道交法では、16歳以上の自転車の交通違反に反則金納付を通告できる交通反則切符、青切符ですけれども、その制度の導入も決定と。2026年の春までに施行されるというふうなことであります。主な改正点は、ながら運転ですね。携帯電話の使用、酒気帯び運転が今回追加をされるというふうなことでございます。

そこでですけれども、その改正法の概要と町民への周知の方法について質問をいたします。

### ○中村政文総務課長

今年11月1日に施行される予定となっております改正道路交通法の概要について述べさせていただきます。

先ほど、冒頭吉岡議員のほうからも説明がありましたとおり、今回の改正の中には、自転車での走行中に携帯電話を使用しながらの運転や、酒気帯び運転に対する罰則が新設されたところですが、自転車での走行中に携帯電話を使用しながら運転した場合、ながら運転をした場合は、有罪になると6箇月以下の懲役または10万円以下の罰金が科され、実際に危険を生じさせた場合には1年以下の懲役または30万円以下の罰金というふうになります。また、自転車の酒気帯び運転は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられることとなりまして、その運転を幫助した者についても罰金が科されることとなります。

このようなことで、町民への周知の方法につきましては、警察機関と連携をしながら、現在実施をしております交通安全教室、また交通安全の出前講座、あとはSNSや広報紙等で幅広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

### ○吉岡英允議員

ただいま総務課長の答弁では、広報等で周知を図るというふうなことで答弁がいただけましたけれども、そこで私はこの持込み資料を用意しましたので、見てください。これですね。これでございます。

これは、広島県三次市の市のホームページに掲載されている改正道交法について、市のほうの危機管理課というのがございまして、そこでイラスト入りで、周知を図る上で町民、ここは市民ですけれども、皆さんが分かるようにこういうふうなことをされております。一応この絵は自転車の酒気帯び運転だけですけれども、別に資料を見ますと、携帯電話の使用とか、いろいろつけられておりますので、御覧になられても参考になるかと思えます。

それでは、私が言いたいのは、本町のホームページ等で周知を図るというふうなことで答弁がありましたけれども、うちのホームページには一切こういうふうな掲載はございません。それで、再度、SNS等というふうなことで言われていますけれども、周知の方法をどうするのかというふうなこと、また私は本町の職員の努力不足ではないかと疑問を持つ次第でございますので、再度お尋ねをいたしたいと思えます。

### ○中村政文総務課長

議員御指摘のように、現在町のホームページには明確に掲載をしておりませんので、警察機関と再度協議をしながら、こういう視覚で訴えるような、見やすいような方法で町のホームページ、またSNS等で幅広く周知を行ってまいります。

### ○吉岡英允議員

周知のほど、お願いしたいと思えます。今、回覧等という言葉がなかったもので、回覧も一つの手段と思えますので、まずは紙面をもって回していただきたいと思えます。

次の質問に行きます。

再質問ですけれども、自転車を運転する際に、運転者が守るべき事項、自転車の安全利用五則というふうなことがございますけれども、その説明をお願いしたいと思えます。また、これもですけれども、町民に対しての周知はどうされるのか、説明をお願いしたいと思えます。

### ○中村政文総務課長

自転車安全利用五則の説明ということでございます。

自転車安全利用五則につきましては、自転車を利用する全ての方に、被害者また加害者にならないための守るべきルールのうち、特に重要な5つを挙げたものとなります。1つ目は、自転車が軽車両として位置づけられていることで、原則車道は左側を通行しなければならないということ。2つ目につきましては、交差点では信号と一時停止を守って、安全確認を行うこと。3つ目は、夜間はライトをつけなければならないこと。4つ目は、自転車も自動車と同じく、飲酒運転は禁じられているということ。

5つ目は、全ての自転車利用者に対し、ヘルメット着用の努力義務が課されたこととなります。

町民への周知につきましては、現在、交通安全教室であるとか地域の出前講座で周知を図っておりますが、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、ホームページ、SNS、また回覧も加えまして、教材等などを活用して、視覚的にも理解しやすいような形で表して周知を図っていきまして、より多くの方に重要性を伝えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

### ○吉岡英允議員

先ほど課長が申されたとおり、道路改正法と安全五則セットで構わんですので、周知のほどをよろしく願いしておきます。

続いて、2点目の質問です。

全国的にも、若者世代の自転車事故が多いと報道がなされております。佐賀県は平野であり、自転車を日常から交通手段として利用する人がとても多いところであると認識をしております。16歳以上の自転車交通違反に反則金納付、青切符ですけれども、制度も導入されることとなっているようですが、その概要について再度お尋ねをいたします。

### ○中村政文総務課長

今回の改正道路交通法では、自転車に関係をします事故が増加傾向にあるという中、車やオートバイと同様に、交通違反に対して反則金を納付させる交通反則通告制度、通称青切符を導入するものでございます。16歳以上を対象に適用されまして、自転車運転中の信号無視であるとか一時不停止、また携帯電話を使用しながらの運転など、113の項目が違反行為の対象となっております。さらに、酒酔い運転であるとか酒気帯び運転、携帯電話を使用しながら事故につながるような危険な運転をした場合などは、反則通告制度対象外となりまして、これまでどおり告知票・免許証保管証、通称赤切符が交付され、刑事罰の対象となるというふうになっております。

以上です。

### ○吉岡英允議員

今、説明を受けてみて、内容がよく分かりました。これも、多分うちの町民さんは知らないことだと思いますので、併せてよろしく願いしておきます。

次に、再質問でございます。

現在、外国からの技能実習生が本町においても急激に増えてきたものではないかと思われま。まず、ここ数年の本町における外国籍の人の動向についてのお尋ねと、その方々は移動手段として自転車を利用されております。見かける光景は、数台連なって移動されている状態をよく目にします。また、皆さんも感じておられると思いますが、夜間や早朝などに遭遇し、ひやっとされたこともあるのではないのでしょうか。夜間においてライトをつけて運転されない場合や、通常の運転マナーなど、どのよう

な指導や対策を講じているのかを質問いたします。

### ○谷川友子住民課長

それでは、私のほうから、本町におけるここ数年の外国人の動向についての御質問にお答えします。

資料を御覧ください。

提出資料、町内外国人人口推移を基に御説明をいたします。

資料上段の表は、ここ5年間における4月1日時点の町内の人口、外国人の人数、外国人のうち技能実習生として登録されている者の人数をまとめたもので、表の一番右端に町内人口に対する外国人の割合を記載しております。下段のグラフは、棒グラフが各年度の町内人口、折れ線グラフが外国人の割合を示したものであります。この資料からも見てとれますとおり、本町の人口は年々減少しておりますが、外国人の人数、人口に対する割合は増加傾向にございます。令和3年度から4年度の外国人の数は減少しており、コロナ禍の影響が見てとれますが、令和5年度以降は増加に転じており、令和6年度においては町内人口2万1,240人で、外国人の数が288人、人口に対する割合は1.36%となっております。また、外国人288人のうち、246人が技能実習生等という状況でございます。人口の減少に伴って、生産年齢も減少する中で、安定して人材を確保するために、今後もこの増加傾向は続くのではないかと考えております。以上です。

### ○中村政文総務課長

外国人の技能実習生に、どのように指導や対策を講じているかということの御質問でございます。

自転車を使用する機会が多い外国人技能実習生にとりましては、基本的な日本の交通ルールを理解して安全に生活してもらうということは重要なことと考えておりますし、自転車を安全に利用するためには、この外国人技能実習生に限らず、自転車を利用する全ての方がこのルールを理解して守っていただくことが必要だというふうに思っております。現在、町が行っております指導や対象の中には、町内の交通安全指導員によります立哨時の指導や声かけ、また先ほどから申しておりますけれども、交通安全教室や出前講座等で周知を行っているわけございまして、全ての自転車利用者に運転マナーの向上を呼びかけているというところでございます。

今後も、繰り返しにはなりますが、取締りや指導を行う警察機関や、定期的に立哨をしていただいております交通安全指導員さんと連携をしながら、指導や対策の強化をし、自転車に関する事故が発生しないように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

### ○吉岡英允議員

1つ、課長の答弁を聞きよりまして思ったのは、技能実習生の事業所に出向いて指導もするというのが一番肝心要かと思っておりますので、そのところもよろしくお願ひし、

3点目の質問に行きたいと思います。

自転車のヘルメットの着用の義務化の対応については、昨年の9月議会においてただしたところでございます。中学生や子どもたちには、ヘルメットの着用を徹底させていながら、大人はどのように真剣に捉えているのか、疑問に感じたところでありませぬ。着用率の把握と義務化の周知にどのように努めておられたのかを質問いたします。よろしく申し上げます。

### ○中村政文総務課長

着用率の把握と周知ということでございます。

着用率の把握につきましては、昨年の9月でも吉岡議員さんのほうから質問をいただきましたが、町内での自転車の所有台数、または自転車の利用者数の把握が非常に困難であることから、着用状況が一貫していない。また、その着用については努力義務というところでありまして、自主的な判断となっておりますことから、町内全域での着用率の把握ということではできておりませぬ。

なお、周知につきましては、昨年度から警察機関等と連携をしながら、交通安全県民運動に伴います町内一円のパレードの際であるとか、ケーブルテレビでの広報、あとチラシを配布するなどして、周知を行ってきたところでございます。また、町内で実施をされております交通安全出前講座、また小・中学校での交通安全教室の際にも周知を図っております。今年度以降につきましても、引き続き幅広く広報の活動を行ってまいります。

以上です。

### ○吉岡英允議員

とにかく、先ほども申しましたとおり、子どもにはヘルメットの着用を徹底されておりますけれども、大人がかぶっていないのもよく目にしますので、とにかく周知のほどを再度よろしくお願ひし、次の4点目に行きますけれども、町内への2つの高校に対しての周知の方法と着用率の把握はどのようにしたのかを質問いたします。

このことについても、昨年の9月議会で質問を行いました。交通安全教室をするなど、周知を図ると答弁をいただいております。これについては、交通ルールや運転マナーなどについても、高校と協力して行っていただきたいと感じておりますけれども、併せて質問をいたします。よろしく申し上げます。

### ○中村政文総務課長

町内の2つの高校に対しての周知はどうであったかということでございます。

昨年の11月に、2つの高校全生徒に対しまして、この交通安全のチラシを配布して周知を行ったところでございます。チラシの内容につきましては、ヘルメットを着用することや、原則車道の左側を通行すること、また信号と一時停止を守るなどが書かれましたチラシを配布して、安全な自転車運転を呼びかけたところでございます。それで、着用率の把握につきましては、直接2校へ確認を行っております。佐賀農業高等学校におきましては、全校生徒数360人のうち113人が自転車通学をされております。

して、そのうちのヘルメットを着用しての通学は2人というふうの確認が取れております。着用率については2%弱というふうな形になります。白石高校におきましては、全校生徒数334人のうち91人の生徒が自転車で通学をしております。ヘルメットの着用につきましては、現在のところは把握をされていないというふうな状況でございました。両校共、ヘルメット着用の努力義務が課されたということを校内でポスターの掲示であるとか、全校集会などで生徒に呼びかけられておられますけれども、あくまで努力義務ということから、未着用の生徒に対しての直接的な指導ということは特段行ってはいないということでございます。しかしながら、生徒が安全に通学するために、今回の改正を含め、定期的に全校集会等で指導を行っていくとのことでしたので、町としましても引き続き警察、また高校と連携を図りまして、周知、交通安全の対応を図っていきたいと考えております。

以上です。

### ○吉岡英允議員

今回の道路改正法、11月施行の分に、ながら運転がございます。そのながら運転は、高校生はよく携帯のイヤホン、それをつけて聞きながら走られておる方を目にしますけれども、その辺も含めて再度、事故がないように指導等をお願いしたいと思っております。また、昨年11月に高校には周知したよというふうな答弁でございましたけれども、11月といえば、今はもう9月ですよ。かなり前に周知したというようなことで、早く報告等が欲しかったなと思う次第であります。

それをお伝えし、5点目の質問ですけれども、ヘルメットの購入補助の検討についての質問をいたします。

これについても昨年質問をしており、そのときの答弁は、今後は他市町の対応状況や、新中学校の開校により増えるであろう自転車通学も見据えながら、購入補助についても検討していかなければならないと答弁をいただいております。その後の検討状況、また近隣市町の状況も併せて御答弁をお願いします。

### ○中村政文総務課長

購入補助の検討状況ということの御質問でございます。

自転車の安全性を高めるために、ヘルメット着用の推奨とその購入補助について、昨年も吉岡議員のほうから質問をいただいております。近隣市町の状況等を見ながら検討させていただきますというふうな答弁をさせていただきました。その後、自転車事故によります頭部の損傷、けがを減らすためには、やはりヘルメット着用の促進が必要なことではないかと考えているところでございます。

近隣市町の補助制度の状況といたしましては、江北町がヘルメット1個につき2,000円の上限、大町町は5,000円を上限として、購入額の2分の1を補助するということを全町民を対象として、昨年度から実施をされております。ほかの市町におきましては、小・中学生の通学用ヘルメットに対しても、補助を実施しているというところもございます。本町といたしましては、今後対象者の把握であるとか、リスクの高い年齢層の選定、または具体的な補助金額の検討、当然ながら近隣市町の動向等を

見ながら、関係機関、部局と調整をしていきたいというふうに考えております。

なお、1つ財政的なものでもありますが、今回の補助を導入いたしますと、継続的な財政負担というふうなことになっていきますので、十分に検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

### ○吉岡英允議員

話、答弁を聞きよりますと、前回、昨年聞いたときとちょっと変わつたらんというふうなことでございます。それでは、結局他市町の対応を見ながらと、他市町の対応は2,000円、5,000円出ているとですよね。大人のヘルメット着用を推進するならば、我が町もヘルメットの購入補助を幾らなりとも出さんばいかんと思います。また、新中学校の開校により増えるであろうというふうなことで、自転車通学も見据えながらというふうなことで、自転車通学生が増えておるかとは思いますが、そこら辺もよく検討していただき、今度有明地域も小学校が統廃合になります。そうしたところ、自転車通学の場合はどうかなと、私は白石ですので、白石で言いますと、北明地区は自転車通学も、干拓地区は自転車で来ております。その辺もありますので、購入補助の検討をぜひお願いしたいと思い、伝えておきます。

それでは、次は2項目めに入りたいと思います。

2項目めは、災害に強いまちづくりについての質問をいたします。

まず1点目としまして、令和4年7月に白石町流域治水対策を策定されております。短期、中期、長期の対応として、「守る・貯める・流す」の3つを基本にし、26の対策事業を計画されました。その主な事業の進捗状況と中・長期的な見通しについての質問をいたします。

なお、皆様方には、タブレットをお持ちの方はタブレットのタブレットフォルダー、令和4年度の各種計画の流域治水推進計画の15ページのほうに、26項目になります事業表、メニュー表がございますので、そこも御参照ください。

それでは、中・長期的な見通しについての質問をいたします。どうぞ。

### ○中村政文総務課長

流域治水対策の中の中・長期対策メニューについて、総務課で取り組んでおります主な対策メニューについて御説明をいたします。

総務課では、「守る」という対策メニューの中の一つとしまして、防災監視カメラシステムを整備いたしております。白石町の防災監視カメラシステム、M i n s a i でございますけれども、令和5年度に国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用いたしまして整備をいたしまして、令和6年、今年度4月から本格的に運用開始をしております。本町で設置の防災監視カメラ10箇所、また国や県等のカメラや水位計のセンサー五十数箇所のデータと併せて、気象注意報、警報など、一元的に情報を収集し、町内外を問わず、誰でも一目でリアルタイムに情報を確認できるというふうなシステムとなっております。有事の際に、町民が予測する避難行動のタイミングであるとか避難経路の選定につきまして、一定の効果が出ているものと思っております。

以上です。

### ○吉村大樹農村整備課長

次に、農村整備課で取り組んでおります幹線水路の浚渫及び護岸整備の状況について御説明をいたします。

本町における幹線水路でございますが、整備完了から30年以上経過をしており、のり面の崩れ、そして泥土の堆積が著しく進行している水路も見受けられる状況となっております。そのような水路につきましては、各種事業を活用いたしまして、浚渫、護岸整備を行い、貯留ポケットの確保、用排水機能の回復を図ってきているところでございます。

実績といたしましては、令和4年度に3路線、5年度には4路線の整備を完了しまして、本年度は6路線の浚渫、護岸整備を予定しているところでございます。そのほか、県営事業によりまして、令和4年度からの5箇年事業として、県営クリーク防災機能保全対策事業により、国道444号から下流部の24路線、延長30.4キロメートルの地沈水路を対象に、現在県のほうで浚渫等の整備を行っていただいております。

水路の整備に係る進捗でございますが、水路の浚渫については整備を1回行って完了ということではございません。整備後、年月を重ねる中で同様の状況になる可能性も十分でございます。再びそのような状況にならないよう、工事が完了した路線につきましては、特に非かんがい期において水路小段部までの水位調整をお願いするなど、地元区や水利組合等に対し、のり面の侵食防止としての低水管理をお願いしている状況でございます。

以上です。

### ○鶴田浩紀建設課長

主な事業の進捗状況といたしまして、建設課では冠水常襲地の被害の軽減を図る目的で、6地区、馬田、西田、大谷、古渡、牛間田、満江のポンプ設置等について計画的に進めています。馬田及び西田樋管への排水ポンプの設置については令和5年度で工事完了、また大谷及び古渡地区への排水ポンプについては本年9月に工事完了予定になりまして、牛間田地区につきましては当議会で契約の承認をいただきましたので、土木工事と並行して施工に入っていくこととなっております。最後に、満江地区については、本年度測量設計業務を行っておりまして、今後の発注の準備を行っている段階であります。

以上の6地区の排水ポンプ設置事業については、それぞれ計画的な進捗ができているところでございます。

事業の進捗確認等につきましては、町で組織いたします内水対策プロジェクト会議で関係各課の担当する事業の進捗と計画について情報共有し、確認、協議を図って進めています。また、白石町流域治水対策の中・長期事業の見通しについては、令和5年度より白石町治水対策実務者会議の設置を行いまして、国、県等の関係機関と協議等を重ねていける会議の場をつくりまして、白石町が掲げる治水対策を早期に実現で

きるよう進めているところであります。中・長期的な事業についても、この会議で協議検討を行い、進めている状況でございます。

以上でございます。

#### ○吉岡英允議員

ありがとうございます。対象事業はここに26項目ございますけれども、その中に令和6年度、今年度までに完了事業が4事業示されておりますけれども、その達成度について再度お尋ねをいたします。

#### ○中村政文総務課長

総務課では、先ほど答弁いたしましたとおり、防災監視カメラシステムのM i n s a iでございます。この整備につきましては、完了いたしているところでございます。以上です。

#### ○吉村大樹農村整備課長

続きまして、操作軽減のためのゲート等の省力化、また電動化補助の実績について御説明をいたします。

本町では、令和4年度から3箇年の補助事業ということで、白石町農業水利施設等整備事業を創設いたしまして、地元区や水利組合等で御活用をいただいております。ゲートの電動化につきましては、令和4年度に19箇所、そして令和5年度が10箇所、そして令和6年度8月現在でございますが、16箇所の申請がっておりますので、3年間で45箇所のゲートが電動化されるというふうになると思われます。それ以外にも、町単独での設置や農地・水活動で90箇所が電動化に取り組まれておりますので、総設置数は135箇所となると思われます。町内には899個のゲートがありますので、率にしますと約15%の電動化が図られているという状況でございます。何分ゲート数が多いため、率としては15%と少ないようでございますが、事前排水時に幹線となる水路につきましましては、積極的に取り組まれていると思っております。また、併せまして操作員さんが安全に作業できるよう、5箇所にも階段が設置されておるという状況でございます。

以上です。

#### ○鶴田浩紀建設課長

建設関係事業では、排水機場の稼働水位の変更と、それから福富川下流部の河川認定を6年度までと掲げておりましたが、いずれも現在、県関係部署等にて検証、検討をいただいている段階ですので、引き続き早期実現に向け、治水対策実務者会議などを通じまして、連携強化を図りながら事業推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

#### ○吉岡英允議員

その中、今建設課長が説明されましたメニュー番号の14番ですけれども、排水稼働

のポンプの水位の変更というふうなことでございます。これを6年度までに達成するというようなことですが、排水機場は農林系と土木系がございまして。土木系の排水ポンプの稼働は、農林系のポンプより水位が75センチ上昇しないと回せないのか、回らないのかというふうな構造になっておると私は聞き及んでおりますので、そのところの説明を簡潔にお願いします。

#### ○鶴田浩紀建設課長

排水機場の稼働水位の変更につきましてですが、まずは土木系と農林系の排水機場の排水処理の目的、基準が違うことを踏まえましてではあります。稼働水位の変更については、今県に検証、検討をお願いしているところでございます。稼働水位の差が75センチであるという数値も申されましたが、これは同じ水路で排水する土木系の福富川排水機場と農林系の八平第1排水機場を比べたときの稼働水位の差であり、この2つの排水機場はもともと100センチの稼働水位の差があって、運用を土木系の排水機場、福富川排水機場の稼働水位を水位差75センチまで下げて、現在運用をいただいています。これ以上稼働水位を下げた運用となりますと、主ポンプの吸い込み口と貯水槽の底盤の高さの関係する、構造的に大変難しい問題があるとのことで、ほかの土木系の排水機場も含めまして、継続的に県関係部署等で検証、検討をいただいている段階でございます。

以上でございます。

#### ○吉岡英允議員

このメニュー表に挙がっているとおり、水位差がなく回せるように、県とよく協議をしていただきたいと思います。

それでは、再度質問いたします。

ゲート等の省力化、電動化は今年度で打切りというふうな話になっておりますけれども、町内にゲートは最終的に何門あって、そのうち電動化できたゲートは何門あるかというふうなこと、繰り返しになりますけれども、お願いしたいと思います。私は、地元からの要望がある限り、電動化への補助を打ち切ることにはならんと考えております。もともとゲートは個人のものでなく町有財産というふうな観点からすると、ゲート操作を省力化する費用であるため、無償でもいいんじゃないかなという考えを持っている次第でございますけれども、そこら辺について執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

#### ○吉村大樹農村整備課長

ゲートの電動化の件でございますが、進捗率等は先ほど申しましたが、繰り返しになります。ゲートは町内に899箇所ございまして、今年8月現在で設置予定が135箇所となります。そういったこととなりますと、率にして約15%の電動化が図られる予定ということでお答えをしておきます。

ゲートの操作の省力化事業につきましては、今年度が最終年ということになりまして、地域の皆様方からも、今後も継続して取り組んでほしい旨の要望を多くいただい

ております。また、ゲート操作員さん方におかれましては、高齢化が年々進む、進行していくという中で、操作における省力化、安全対策等については、町としましても喫緊の課題として早期に、また継続的に解決を図っていく必要があると感じておるところでございます。今後、地元からの申請状況等を勘案しながら、事業の継続については検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、本事業を無償化すべきということの御意見でございますが、本事業に係る地元負担につきましては、これまで3箇年において申請団体に事業の趣旨を御承諾いただきまして、事業費の25%を拠出いただいております。既に実施された団体との公平性を保つという意味でも、今後の無償化については難しいということで御理解をいただければと思っております。

以上です。

### ○吉岡英允議員

お考えはよく分かりました。

それでは、1つ、これは今メニュー表に26ございますが、あくまでも計画でございますので、これに実施所を入れていただいて、誰でもがここまでできたよというふうに分かるような感じでしていただきたいものというふうなことをお伝えし、2点目の質問です。

用排水路の整備は、年次計画を作成し、事業に取り組んでおられると思います。しかしながら、のり面の崩れ、土砂の堆積、ゲートの老朽化など、この近辺においても多く見受けられます。地域からの要望の状況と、事業の優先順位の考え方に対して質問をいたします。

### ○吉村大樹農村整備課長

用排水路の整備に係る優先順位という御質問でございますが、町内の水路のうち、地盤沈下対策事業で整備された水路については町で、県営圃場整備事業で整備された用排水路につきましては、基本的に土地改良で維持管理が行われている状況でございます。本町では、令和元年度に地沈水路及び水路内のゲートの設備など、全ての地沈水路設備の機能診断を実施いたしました。その中で、水路ごとの泥土の堆積率、のり面の侵食度など、詳細な調査を行いまして、水路ごとの健全度評価を行ったところでございます。基本的には、この健全度評価に基づきまして整備順位を決定しているところでございますが、そのほか町内の用排水対策に係る基幹的な水路であるかなど、様々な状況を考慮しまして、整備する路線の選定を行っているところでございます。地元要望の全てに対応するという事は、予算の面からも難しいことから、今後も整備、補修に係る明確な判断基準を設け、地元要望に沿った幹線水路の整備を実施することで、円滑な用排水、治水対策を目指したいというふうに考えております。

以上です。

### ○吉岡英允議員

地元要望に沿った円滑なというふうな言葉が出ましたので、よろしく願いしてお

きます。

それでは、3点目の質問に入る前ですけれども、持込み資料を用意しておりますので、持込み資料の2を見てください。

この役場周辺の農地は、農地・水活動がなく、多面的機能支払交付金を受けていないところであります。その中の用排水路は、のり面部を写したものでございますけれども、見て分かるとおおり、雑草が繁茂している現状であります。そこで、用排水路ののり面崩壊を防ぐためには、適切な用水管理と雑草対策など、維持管理が必要であると考えております。多面的機能支払交付金の組織、すなわち農地・水活動に加入していない地域の用排水路の維持管理の在り方について疑問があります。

私が住む北川地区のことですが、住民世帯数は121戸ありますけれども、そのうち専業農家が1戸、兼業農家が3戸で、合わせて4戸でございます。また、農地・水の組織についてですが、役場周辺のことと申しますと、この北川地区と五反田地区は、以前より農地・水組織がございません。その理由は、農家戸数よりも絶対的に非農家の戸数が多く、協力が得にくい地区でもあります。北川地区で申しますと、集落の97%が非農家で、半数以上の方がもともとから居住をしていなく、住宅地の造成と同時に地区外から北川地区に転居され、住居を構えた方が多い集落でございます。農地、水路等の環境に関係なく、関心もないと思われま。当集落にて農地・水組織は立ち上がっておりませんが、北川地域に農地は9ヘクタールほどございますので、今年の1月21日に役場農業振興課より公民館に来ていただき、農地・水組織についての多面的機能支払の農地維持支払、資源向上支払、共同、長寿命化ですけれども、それについての説明をしていただきました。参集者の区長、生産組合長、区の評議員と関係者に説明をしていただきましたが、取り組みに際して、今さら何でせんばならんというふうな意見がございました。取り組みに対して、地区の住民の方の理解が得られず、説明ができないというふうな意見があり、取り組まないというふうな結論であったのを報告しておきます。

他にも問題がございます。それは、他の集落からの入り作も関係すると思えます。

そこで、持込み資料2ですね。再度見てください。

こののり面部を管理しなければならない——田頭ですね——農家は、田の集落からの入り作農家の方であり、作物は作るが、借地のため、農地は手入れをするが、その他の部分については無駄な労力、経費を使わない傾向であるのではないかと思います。ちなみに、農地に関する除草作業は、畦畔を含め、農地回りの農道路肩部分、小水路、畦畔、のり面部分、持込み資料の2のとおり、側面に町道がある場合は、町道を通り越えて水路ののり面まで、すなわち農地の形状に合わせて除草範囲が違います。

なお、農地の貸し借り契約をするときには、貸主から借主に対して除草範囲を明確に指示していないケースが現在は多いのではないのでしょうか。

皆さんも考えてみてください。自己所有の農地と小作農地では、農地の管理はもとより、周辺の道路面、水路面の管理にかかる労力、経費は確かに違いがあると思えます。また、非農家が大半を占め、そのような地域では、町の指導、助言も含め、主体的に維持管理をしていただく必要があるのではと感じております。

まず、農家に対し、農地周りの環境整備の必要性に対し指導等は行っているかを質

問いたします。また、制水門ゲートに関し、以前は地沈水路のゲートは県の管理になっておりましたけれども、今は本町に移管をされており、町の財産となっている現状です。しかしながら、ゲートの電動化や補修についても後回しになっているのではないかと危惧をします。水路延長が長い本町にとっては、適切な維持管理は永遠の課題と思われませんが、農業者の減少と地域の高齢化を見据えた、これからの対策について質問をいたします。よろしくお願いいたします。

### ○吉村大樹農村整備課長

本町の水路は、総延長が630キロございまして、有明水路の約13キロ、そして地盤沈下対策事業の水路160キロメートルは町で管理をいたしております。そして、支川用排水路及び小排水路約457キロを土地改良区で管理をされている状況でございます。有明水路を除き、基本的に泥土浚渫や大規模補修等についてはそれぞれの管理者が行いまして、軽微な補修等については多面的支払交付金事業に取り組む組織等や地域の方々に御協力をいただいております。特に、水路ののり面等の除草につきましては、以前から隣接圃場の所有者や耕作者、また年数回程度のクリーンデー作業、さらには多面的支払交付金事業の一環として、地域住民の方々の共助という形で維持管理の活動をしていただいております。改めて農村地域のコミュニティが十分生かされているのではないかと考えております。

しかしながら、地域の方々に取り組まれている作業によりましては、作業従事者の高齢化や集落内の人口の減少、またそれに加えまして、参加意識の希薄化などから、作業従事に当たってくださっている方々の負担が大きくなっているものと思っております。このような課題がある中ではございますが、農村地域において農道や水路などの土地改良施設は、地域の生活を営む上で重要な地域資源でありますので、これからも地域の方々の御理解や、土地改良区などと連携を図りながら、水路の環境保全に努めていくことが持続可能で効果的な維持管理につながるものと思っております。あわせて、これからも水路の雑草対策への御協力をいただけるよう、有効な啓発方法につきまして土地改良区等と協議してまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

### ○吉岡英允議員

土地改良区とよく協議をしていただいて、進めていただきたいものをお願いをしておきます。

次に、4点目の質問ですけれども、4点目の質問として、最近では事前排水も順調に協力をしていただけるようになり、地域のゲート管理を担っていただく方へは感謝を申し上げるところでございます。今年は冠水することもなく、変化を感じている方も多いかと思います。これまでは農業用水の確保が優先であったため、排水に対する農業関係者の意識の変化を肌で感じ取れます。また、通常の用水管理もカマチの下で管理をされている水路が多くなりました。しかしながら、水路には土砂が多く堆積しているところが目立つようになっております。これでは十分な用水を確保できると思いません。また、排水に支障を来している部分も多くあるのではないかと感じてお

ります。

そこで、持込み資料3ですね。3を見てもろうてよかでしょうか。

先ほどの3点目の質問にて、持込み資料2で紹介したところと同じ箇所の用排水路で、今年の初め頃、水が要らないときに写した写真、ものでございまして、のり面が崩壊し、崩れ落ち、カマチ天端近くまで土砂が堆積しております。このような現状を踏まえ、どう思われますか。このことについてどう認識し、対処していく考えなのか、簡潔にお願いします。

### ○吉村大樹農村整備課長

町内の用排水路は、持込み資料と同様に経年劣化、また近年の大雨などの影響を受けまして、のり面の崩落等によりまして大量の土砂が堆積している水路も多くございます。このため、堆積した土砂により貯水、また排水断面が阻害されまして、大雨時に周辺農地への冠水や、近隣の民家への浸水被害も発生が予想されると思っております。このことから、今後においても水路管理者はもちろんでございますが、多面的活動等の地元組織にも御協力をいただき、順次水路環境を整備していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

### ○吉岡英允議員

土地改良区の理事長は町長でございますので、町長から、この写真を見て一言お願いします。

### ○田島健一町長

この写真を見て感想をということでございます。

この兩岸で草が生えているところと草が生えていないところというのが、一目瞭然ということになろうかというふうに思います。ということは、私の感覚であると、除草剤をかけていないのが右手のほうのやつで、左手のほうは除草剤をかけていらっしゃるのかなということもあります。また、うちら辺でも水路には魚、コイとか、いろいろな魚がおって、ちょうど水際線のところをつつく魚もいるわけですし、そこからずっと広がって拡幅していったということもあるとですよね。一概に何とも言えませんが、草が生えているか生えていないか、2つだけを見たら、除草剤の関係かなという気は、私からはいたしますけどね。

以上です。

### ○吉岡英允議員

私が期待した言葉は、私は泥土がたまっているのを撮ったつもりですので、その辺に関しての答弁が欲しかったわけなんですけれども、先に進ませていただきます。

質問に入る前に、持込み資料の4を見てください。

先ほど、持込み資料の2、3と用排水路の末端は地沈水路であり、その田んぼにある地沈水路の制水門を写した写真でございます。先ほどまで言ったように、農地・水

の組織がない地区においては、町の施設である制水門の管理ができておらず、ゲート操作人が使用する安全柵は赤くさびていますけれども、このままだったら危なくて、操作するため門柱の上に上りたくないと思うのではないかと思います。

それを加味して、5点目の質問です。

農業者の高齢化とともに、ゲート操作人も高齢化をしております。危険を承知で頑張っておられることと思います。あるところでは、非農家の方も操作員となられている地域もあるのではないかと思います。また、大雨時や夜間におけるゲート操作や突発的な対応を求められることもあり、苦慮されている方々もあるのではないのでしょうか。町民の安全・安心のため作業をされておられますが、夜間照明や転落防止用具など、危険防止の用具の貸与は必要ではないか。また、ゲートの電動化はもちろんのこと、農業水利やゲート操作に関する知識や現場講習もこれからは必要ではないかと思われまます。これらに対する対策について、簡潔にお願いいたします。

### ○吉村大樹農村整備課長

まず、持込み資料4の手すり部でございますが、補助事業を活用しまして、本年10月に手すり部のさび落とし、また塗装工事を発注予定であることをまず御報告したいと思っております。ゲート操作員の皆様方には、大雨時や夜間においても円滑な排水調整に御尽力をいただいております、感謝申し上げますところでございます。

現在、行っている白石町農業水利施設等整備事業でございますが、今のところ電動化と階段設置の申請がほとんどでございますが、安全対策のために夜間照明や転落防止柵についても補助の対象というふうになりますので、ぜひ御活用いただければと思っております。

また、ゲートに関する講習会でございますが、令和4年度に町内の多面的機能支払交付金の活動組織を対象に講習会を開催しております。内容としては、用排水路や農道の点検や復旧方法、またゲートの操作等に関する点検についても講習会を開催したところでございますので、この講習会も今後においても定期的を開催したいというふうに思っております。

以上です。

### ○吉岡英允議員

いろいろ聞きましたけども、時間が参ってきているようでございます。災害は、いつ何どき起きるか分かりません。災害に対する町としての構えを万全にし、白石町に住んでよかった、暮らしてよかったと思うことができるまちづくりを皆さんと共に目指し、一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

### ○片渕栄二郎議長

これで吉岡議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時31分 休憩

10時50分 再開

## ○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。前田弘次郎議員。

## ○前田弘次郎議員

議長の許可をいただきましたので、前田弘次郎、ただいまから一般質問に入りたいと思います。

今回は、大きく2項目について質問をします。

まず、1つ目ですけど、通学支援の在り方と通学路の安全対策についてです。

最初、白石町のスクールバスの運用状況についてお伺いします。

スクールバスの運用状況については、6月の一般質問で溝口議員から質問されました。答弁の中に、利用率が87%との答弁がありましたが、100%とは最大乗車数の数値ではないのでしょうか。そこの利用率は何%でしょうか。牛間田からの乗車状況もお伺いします。また、バスに最大乗車数まで乗せない理由もお伺いいたします。対象地域は、白石町スクールバス条例施行規則第3条で定められていますが、それを決めた根拠もお願いします。

## ○永石 敏新しい学校づくり課長

まず、資料請求があっておりましたので、資料を見ていただきながら御説明をさせていただきますと思います。

6月の一般質問で答弁をいたしました利用率87%は、全利用対象者のその期間全体に対する乗車率でございます。今回の資料では、1学期中の集計を行っておりますので、平日便の、表中真ん中辺りの利用率1の87.4%となっております。御質問の最大乗車数に対する利用率は、マイクロバスの運転席を除いた最大乗車数28人から算出しますと、表中利用率2の55.7%になります。牛間田方面からの乗車率は、表中の6号車の欄で、利用申請者に対しては94.3%、最大乗車数に対しては47.1%となっております。

なぜバスに最大乗車数まで乗せないのかということがございますけれども、現在スクールバスの乗車定員は原則21人で運行しているのが理由の一つです。この定員21人は、中学生の体格や荷物の多さなどを考慮し、若干余裕を持ったほうがよいということで、補助席及び助手席は原則使用しない座席数での運行としているからでございます。この21人定員運行とすることにつきましては、旧3中学校の保護者、地域の代表者及び先生方で構成いたします新しい学校づくり準備委員会で協議し、決定をしたところでございます。スクールバスの車種を選定するに当たっては、各地域ごとの遠距離通学支援対象者数から、1台当たり十数名から20名程度乗車可能な車両が必要であったため、マイクロバスを導入しているところでございます。マイクロバスより乗車定員が少ない14名定員の車もございますが、生徒数は毎年変化いたしますので、人数が増えた場合の対応ができるよう、乗車定員の多いマイクロバスを導入したところでございます。

次に、スクールバスの対象地域についても資料を御覧ください。

資料に表示しています対象地域についても、新しい学校づくり準備委員会で協議し、旧白石中学校でも最も遠い通学距離を基準に、6.5キロ以上を遠距離通学支援の対象とすることと決定をしたところでございます。

以上です。

#### ○前田弘次郎議員

この資料を見ますと、牛間田線では利用対象者が14名です。しかし、このマイクロバスの定員は21名で、あと7名の乗車ができるのに、6.5キロの壁により深浦の行政区を割って考えられておられるが、定員で考えれば深浦の東分地区も可能なのではないのでしょうか、お伺いします。

また、深浦東分は坂道等もありますので、その辺のことも考慮してもらいたいんですが、この考慮が全然なっていませんので、その辺も一緒にお伺いしたいと思います。

#### ○永石 敏新しい学校づくり課長

乗車定員21名で座席に余裕があるのに、定員まで乗せないのはなぜかという御質問でございますが、先ほど申しましたように、通学距離が6.5キロ以上の生徒の遠距離通学支援を行うこととしておりますので、それ以外の生徒は支援対象外ということでございます。仮に、座席に余裕があるので乗せるとなれば、年によって生徒数は変動してまいりますので、余裕がない年は乗せれないということも発生してまいります。スクールバスは、あくまでも遠距離通学支援を行うための運行ということを御理解いただきたいと思います。また、深浦東分の坂道を考慮する必要があるのではないかとこのこととでございますが、現状といたしましては通学に支障はないものと判断をしており、支援の対象とはしていないところでございます。

以上です。

#### ○前田弘次郎議員

深浦のところの坂道は考慮しないということですが、実際自転車で登ってください。きついですよ。それを中学生の体力で登るんですよ。そこら辺を今後も、人数に変動があると言われますが、これから子どもの数は、小学生の数を見れば、大体どれぐらいが今後中学校に来るというのは、大体の数字は出てくると思うんですよ。その辺もしっかり考えて、今後スクールバスの定員に関しては考慮していただきたいと思います。

では、次に休日の利用において、福富地域において4台動かす根拠をお伺いします。

#### ○永石 敏新しい学校づくり課長

休日においても、部活動での登下校にスクールバスを運行しているところで、福富地域については平日同様4台運行しております。部活動の加入者数や練習試合などの各部活の活動状況の関係で、利用者数は平日に比べ少ない状況に加え、生徒によっては送迎や自転車通学、休みなどにより利用しないケースもあります。このような状況ですが、利用者が少なくともスクールバスは運行をしなければなりません。現在、学

校のほうで休日の各部活動の活動状況を取りまとめていただいております。その状況により3台や2台での運行を行うなど、できる限り効率的な運行に努めているところでございます。運行を開始し、5箇月が経過いたしました。教育委員会、バス運行者、学校とで定期的に協議を行い、よりよい運行体系になるようにと検討を行っており、福富地域の休日運行についても、減便して運行することについても検討を行っているところでございます。

以上です。

### ○前田弘次郎議員

これは、実は福富地域の方からお話があったんです。2人ぐらいとか1人とか乗っていきようけんが、4台まとめて1台でくるっと回った方がいいんじゃないかというようなことで、福富地区の方から私はお話を聞いたものですから、今回質問をしました。その辺、今後とも考えてやっていただきたいと思います。

次に、通学以外による目的で運行と、それに伴う委託料の額の変更についてお伺いします。

通学以外の利用もありますが、最初の説明とは違うのではないかと考えております。また、それに伴う委託料の額の変更があるのか、お伺いします。また、ドライバーの待遇面を把握しているのか、お伺いします。これも、スクールバスの駐車場を見ると、事務所の外にテントを張り、ドライバーが待機されています。この夏は役場の放送でも猛暑注意が出ている中で、テントでの待機は運転にも支障が出るのではないのでしょうか、お伺いします。

### ○永石 敏新しい学校づくり課長

スクールバスの運行業務につきましては、スクールバス運行管理業務を委託する際の業務仕様書の中で、当初から運行計画として通常の登下校以外に夏季休業中の登下校や休業日の部活動への登校、また小学校での利用を含めた学校学習活動でのバスの利用を行うことで計画をしておりましたので、利用の仕方としては、これまでの説明とは何ら変わっておらないところでございます。また、委託料につきましても、これらの業務を含めた年間の必要額として計上しておりますので、業務量が極端に増えることがない限り、変更はございません。

ドライバーの状況把握についてでございますが、おっしゃるように、外で、テントの下で待機をされている状況は把握しております。近年の酷暑や冬場の健康管理などを考えますと、ドライバーにとってはあまりよい環境とは言えないと認識はしております。委託業者の方針も確認しながら、改善を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

### ○前田弘次郎議員

委託業者の方針も確認しながらと言いますが、実際働いているドライバーにとっては厳しい状況だというのはドライバーの方から聞きました。前田議員さん、こういう状況を知ってますか。私もあそこは常に通りますから、テントの中でお話をさ

れています。

そのことで、副町長にお伺いします。

スクールバスのドライバーの待機所は、JA斎場と隣接しております。ここは、私もお通夜とかなんとかで行ったときに、ちょうどたまたま時間にドライバーの方がいらっしゃるのと、ドライバーの方のお話が聞こえるんですね。高さが一緒の高さになっていますもので、この辺に防音の壁みたいなやつを造られる考えはあるのか、お伺いします。

#### ○百武和義副町長

御指摘の今回のスクールバスの待機所につきましては、隣接するJAの施設の入り口と水路を挟んで僅かな距離でありますことから、議員がおっしゃるように、お互いの話し声が聞こえる距離かというふうに思います。まずは、委託業者のほうへ指導を行うとともに、目隠し等の設置も検討していきたいというふうに思います。

以上です。

#### ○前田弘次郎議員

これは、運行会社のほうが従業員にそこでしゃべるなどか、そういうふうな指導をしてもらっちゃあ困るんですよ。自由に運転手さんも話をしたいと思うんです。今日、朝あの子はどがんやったねとかなんとか、ドライバー同士で話もされていると思いますので、その辺をしっかりと考えてやっていただきたいと思います。

では、次に町内のドライバーが少ない理由をお伺いいたします。

#### ○永石 敏新しい学校づくり課長

業務委託に当たり、これも業務仕様書の中で雇用については地元雇用を優先することをうたっており、委託業者がドライバーを募集される際にもこのことを意識して募集をされておられます。町内から何人かの問合せや応募もあったようですが、委託事業者の責任において面接等を行われ、現在のドライバーを採用されていると思われま

す。  
以上でございます。

#### ○前田弘次郎議員

実は、私も4名ほどこのスクールバスのドライバーとしてやりたいと。その方は、1人の方は佐賀に今お勤めなんですよ。それで、町内にこういうのができれば、通勤時間も短縮できますということで募集をされたようですが、結局今現在1人ですかね、町内のドライバーは。やはり町内にこういう新しい働く場所ができてい

るんだから、本当はもっと町内の方を採用するのが当然だと思うんですけど、そこは今後のことだと思いますので、よろしく願いしておきます。

次は、このスクールバス利用者以外の保護者や地域の方の声を聞いているのか、また利用対象者の定義についてお伺いします。

スクールバスの利用者は、無料で登校をして、自転車登校をする家庭との格差が出

ていると考えますが、行政の考えをお伺いします。6月の答弁の中に、スクールバスの運行に当たっては、公平性が重要なことのひとつと考えているとのことであったが、どこに公平性があるのか、お伺いいたします。

#### ○永石 敏新しい学校づくり課長

遠距離通学者に対するスクールバスの通学支援は、遠隔地から通学する生徒の教育機会の不均衡を緩和することを目的としております。6月議会においては、バスの席に余裕のある地域について、その路線だけ利用対象者以外の生徒も利用可とすることは、全体の運用として公平性が保てないということを示し上げたところでございます。以上です。

#### ○前田弘次郎議員

では、次に、本当は自転車通学される方との公平性というのをもっと考えていただきたいんですよね。結局、寒い中も自転車で通学するんですよ、暑い中も。しかし、スクールバスで来る子どもたちは、冷房が利いた車、暖房が利いた車なんです。これだけ考えても、本当に公平性があるのかなと私は思うんですよね。だから、まだ始められたばかりですので、いろいろな意見が今後保護者から出てきたら、しっかりその辺は考えていただきたいと思います。

では、次に、1つ目の質問では牛間田からの路線のことだけを考えて言いましたけど、全体でスクールバスの台数での利用者数を考えるのではなく、利用区域外生徒のことも考えてスクールバスの利用を考えているのか、お伺いいたします。

#### ○永石 敏新しい学校づくり課長

利用者については、スクールバスの台数に合わせて人数を決めているものではございません。通学距離が一定の基準を超える通学支援が必要な生徒が何人いるのかを先に割り出し、それに応じたバスの必要台数を求め、導入をしているところでございます。導入に当たっては、支援対象数とその地域ごとの分布からバス6台が必要とし、導入したところです。重ねて申しますが、スクールバスの通学支援は、通学距離が一定の距離を超える生徒を対象に行うこととしておりますので、現段階ではそれ以外の生徒の通学のバス利用は考えていないところでございます。しかしながら、今後のバスの利用状況や生徒数の推移などの様々な状況を見ながら、検討していくことは必要だというふうに思っているところです。

以上です。

#### ○前田弘次郎議員

今後検討をされるということですけど、この一般質問の前に勉強会があったときに私も初めて聞いたんですけど、助手席と補助席には今乗せていないと。ですよ。あそこの助手席は、十分人が乗れるんですけど、またがっていきから乗せないというようなことを聞いたんですけど、そういうバスが本当にスクールバスでいいのかなと。ですね。本当にこのバスでよかったのかなと。最終的に、新しい学校づくり課でこの

バスで行くということで決められたんですかね。それは、導入してしまってから、今さら新しいのに、違うのに変えろといっても、財源はないでしょう。分かりました。では、次に行きます。

中学校の通学路は、国道を幹線道路として指定されていますが、私は安全面でも疑問があり、保護者への理解の状況をお伺いいたします。

### ○永石 敏新しい学校づくり課長

要求資料の通学路の図を御覧いただきながら御説明いたします。

中学校の通学路につきましては、保護者、地域の代表者及び先生方で構成いたします新しい学校づくり準備委員会で検討し、安全面や防犯面を考慮しながら、様々な路線を比較して選定を行い、保護者には準備委員会だよりや説明会などで理解を求めたところがございます。また、説明会の中では、保護者とお子さんで話し合っ、安全に通学できるよう、どこを通過して通学するのか検討を行っていただければとお願いをしているところがございます。幹線通学路は安全面を考慮し決定しており、推奨ルートとしておりますが、中学生は十分自分で判断できる力を持っており、こちらが効率的かつ安全であると思った道を通っていることもあろうかと思われま。通学路の安全対策については、これで終わりということではなく、今後も常に生徒の通学状況を注視し、関係機関と連携しながら、よりよいものとなるよう検討を行っていく必要があると考えているところがございます。

以上です。

### ○前田弘次郎議員

この資料を見て、まず第1点、白浜医院の前を通過して、一回国道に出るんですよ。そして、少し北に進んで、また左に入って、今中学校の南のほうは工事があっておりますけど、まだ完成はしておりませんけどね、建設課長。そこ、遠回りをして幹線道路をされているんですよ。これを見たときに、あの道を真っすぐして、もう一つ手前のほうからも道があるんですよ。何でわざわざ危ない国道を通過して、しかも遠回りして、これを推奨するというのが、私はどう見ても納得できなかったんですよ。しかし、そうやって1回議員説明会でも私は言いましたけど、全戸配布されたんですよ。それで、もうちょっと下のほうに行ってもらっていいですか。有明南小学校のところですけど、これ、そうそう、東楽寺から右なんですよ。東楽寺のところから右というんですけど、ここは後でまた危ないところの要望もあったというところで、そこも幹線道路になっているんですよ。安全なところじゃないんですよ、あそこは。曲がってすぐのところは。それは問題で、後のほうで質問しますが、本当にこれは幹線道路でいいんですかと私は思うんです。東楽寺から右に曲がらないで、有明西小学校へまっすぐ行くんですよ。それで、中村秀子議員の近くの道を上に上がって行って、潮音寺のほうの前に出て行って真っすぐ行けば、吉村まで行って右に行けば中学校に行けるんですよ。何で、私、ここの国道を通過して安全面があると言われても、これは溝口議員のときもでしたけど、廻里津を見てください。廻里津の商店街を見てください。歩道も何もないんですよ。しかも、あそこは商店街ですので、お客さんが買物をする

ときに車を止めていいということになっているんですよ。佐賀銀行のところだけは駐停車禁止です、いろいろ防犯の関係で。あとは車を止めていいんですよ。それで、今の子どもたちが通学しているのを実際見たことがありますか。ないでしょう。車が止まっていたら、道にはみ出るんですよ。これで幹線道路と町は言われているけど、どう考えても私は子どもたちのことを本当に考えてこういうふうなことを決定されているのか、不思議でならない。それと、幹線道路というのも私も詳しくなかったもので調べをしたら、白石中学校、幹線道路、通学道路とはというのを調べたら、このマップが2番目に載っているんですよ。実際調べたことはないでしょう。私、この幹線道路という意味が分からなかったの、調べたんですよ。そしたら、白石中学校のこの道路が載っているんです。これは、全国的に見て、こういうのが、これで安全なんだなと思われていると、こういうのを進めるといのは、今答弁の中でもあったんですが、子どもたちのことを、安全を本当に考えているのかと私はすごく、今のこの幹線道路に関しては不安に思っております。とにかく、廻里津の町はなるべく通らないほうがいいと思う、私は。今後とも、それはしっかり検討をしていただきたいと思います。

では、次に行きたいと思えます。

ある町民の方から言われたんです。何か事の起きらんぎん、行政は動かんと言われまして。これ、この通学のことですけど、何か事の起きたらどうするんですか。誰が責任を取ってくれるんですか。責任の問題も大事ですが、何か起こらないように行政が考えるのが一番ではないでしょうか。この幹線道路の通学路の安全性についてお伺いいたします。

### ○百武和義副町長

それでは、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど来、議員のほうから通学路の安全面についていろいろな御意見をいただいております。通学路につきましては、安全面を考慮し、新しい学校づくり準備委員会のほうで協議、決定を行っていただいております。何かが起こることがないようにということで、様々な角度から検討が行われ、最良と思われる方策を採用してあります。しかしながら、完璧な通学路というのは難しい面もありますので、先ほど来担当課長も申し上げておりますとおり、今後も引き続き検証を行い、改善すべきは改善を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

### ○前田弘次郎議員

改善すべきは改善を行っていきたくて、いち早くしてください。本当に事故があったからでは遅いんですよ。しっかりその辺は、副町長、よろしく願いしておきます。

それで、次に令和8年に開校が予定されている有明小学校の通学路の安全対策と、通学支援の在り方についてお伺いします。

各地域の通学路が変更になるに伴い、通学距離の延長や国道の横断など、交通事故の発生率が高くなるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

### ○永石 敏新しい学校づくり課長

有明小学校は、現在の3小学校の中心に位置する形になりますので、通学距離が長くなる児童もあれば、近くなる児童も出てくることとなります。通学距離が長くなる児童で2.5キロ以上については、スクールバスでの通学支援を行い、遠距離通学の負担軽減と通学の安全を確保したいと考えているところでございます。また、今秋には県、町の道路管理者、警察、交通安全担当と学校づくり準備委員会の委員などにより、通学路予定箇所点検を実施することとしております。今後も児童が安全に通学できるよう、安全な道路の整備と併せて、これまで以上に町、学校、PTAや交通安全指導員の方と連携した立哨を行ったり、地域の方による交通安全指導、見守りの協力をいただきたいと思いますと考えているところでございます。

以上です。

### ○前田弘次郎議員

ここも、現在幹線道路で言うと、東楽寺から室島の信号までは、たしか何年か前に拡張されて歩道ができていますけど、今後新しい中学校に行くと、あの道は通らないんですよね。子どもたちは、南小学校から下りてきたら、右に曲がって、今の有明中学校のところの小学校に行くんです。確かに、今私の孫も1年生で、南小学校まで行っていますけど、今後遠くなります。多分、また2.5キロには入らないので、スクールバスに乗らないとは思いますが、そこは私もまだ2.5キロ測っていませんので分かりませんが。今後も、とにかく安全面をしっかりと考えてやっていただきたいと思います。

それで、この通学の方法として、いこカーの利用を考える保護者もいると考えるが、行政の考えをお伺いします。また、バスの利用も考えられるが、対応はどうなっているのか、お伺いいたします。

### ○久原正好学校教育課長

通学の方法でございます。

通学の方法としましては、各小・中学校におきましては、いこカーも含め、公共交通機関の利用制限はございません。ということで、保護者の方やお子さんが希望される場合につきましては、いこカーまた路線バスの利用も一つの通学手段と考えております。

以上です。

### ○前田弘次郎議員

これは、私の家のもう一つ先のほうの白岩地区のほうになるんですが、今うちの子どもはそこの上級生が迎えに来ていて、そこのお母さんから言われたんです。前田さんと、そのときはまだ、スクールバスがどうなるかというのは今も分からないんですけど、よかぎ、私たち、いこカーに乗せて有明小学校にやろうかという話をされたんですね。その中で、いこカーを利用するというのもあれかなと、一つあるんだなと

思って質問をしたんですけど、実はこのバスは、勉強会で私も聞いてびっくりしたんですけど、バスでちょうど白石中学校まで行く時間帯がないというのを勉強会で言われましたよね。じゃあ、バス会社に時刻変更をお願いはされていないんですよね。本当は、子どもたちが利用できるように、バスの時刻表を何とか変えてもらおうというのが、これは総合戦略課長が願うのか、新しい学校づくりでされるのか、分かりませんが、そこは今後地域公共交通会議というのがありますので、その中でしっかり議論をされて、バス会社の方もいらっしゃいますので、スクールバスに乗れない子どもたちがバスで通学ができるような形を取ってもらいたいと思います。帰りの時間は合うバスがあるということなんですけど、これがもしバスで利用できるということであれば、深浦の子どもたちもバスで行く可能性も出てきますので、その辺はしっかり交通会議の中でお話をさせていただきたいと思います。

それで、次にここの、先ほど出ています東楽寺から右に曲がったところですね。こちら辺の危険性で、地域から通学路の危険箇所の改善に関して、町長のほうと教育長のほうに要望があったと思いますが、ここは中学校の通学路点検で、把握ができていなかったということが分からないので、その理由は何でしょうか。危険という把握ができていなかった理由をお願いします。

#### ○久原正好学校教育課長

議員の御指摘の場所、先ほどもおっしゃられたとおりに、町道高町百貫線と町道古賀辺田線の交差点を東、有明石油方面に曲がった直後に、御厨鮮魚店とふちかみ仕出し屋がある道路、幅員が狭い部分というところがございます。学校教育課として、狭いというところは認識がありました、確かに。向こうから、東のほうからずっと整備をされていて、その部分だけ狭小というところがございますが、通学路点検を行うまでに至ってございませんでした。しかし、言われたように、本年6月に地元から、小学生が安全に通学できるようにという要望書が出されておりました、秋口に新しい有明小学校の通学路点検も予定されております。まずは、目立つようなカラー舗装とか区画線、そういった設置など、現状でできる安全対策を行い、そのほかどういった安全対策が取れるか、今後も新しい学校づくり課や建設課と共に検討を行っていくというところがございます。

以上です。

#### ○前田弘次郎議員

地元からもここは出ていますけど、今東楽寺の右側の子どもたちですね。あの子どもたちは、その四差路まで行かないんですよ。東楽寺の横に水路がありますけど、その水路のところを通過して、共乾まではその道に来て、南小学校まで来ています。こういう状況も地域の方しか分からないんですよ。学校教育課長もデスクばかりで、たまには見て回るとか、子どもたちの登下校の時間に、今日は役場に来つとが遅くなるばってんが、あそこの通学路を見に行くとか、実際自分たちが目で見て、危ない、ここはやっぱり危ないよねと気づくようなところは、教育長、そういうときは遅刻されても大丈夫でしょう。それで、とにかくここは危ないところは前から分かっ

とります。それで、今度この左に坂田と書いてありますけど、坂田から来る子どもはその道を通るんですね、必ず。わざわざこっちに遠回りにはできないと思うんですよ。だから、今回古賀、原田、坂田地区の区長さんやったかな、から要望が出ているんですよ。危ないんです、ここは確かに。そのこのところをしっかりと考えて、今後もやっていただきたいと思います。

それで、今回この学校のことに関して、通学路に関して私は質問をしましたが、先ほども言いましたが、ちょうど孫が今有明南小の1年で行っております。それで、将来この孫が通学路を通って行くものですから、危ないところはしっかり危ないなというのも考えて、今回質問をしました。それで、あまり厳しいことばかり言うと、お願いばかりするとあれですけど、実はここにヘルメットがあります。これ、段ボールでできているんです。これ、野球のヘルメットを作っていますけど、これはうちの孫が入学して、5月ぐらいですかね、5、6年生の野球のチームの方だと思うんですけど、うちの孫が野球が好きだと言ったら、これをものの1時間ぐらいでぱっと作って、うちの孫に頂いたんですよ。これをうちの孫は、このヘルメットをかぶって、ふれあい郷で野球の練習をしているんですよ。周りから見れば、お金のなか家庭かなと思われられるかも分かりませんが、そうじゃないんですね。上級生が、あなた野球をするなら、僕が作ってあげると、白石町にはこんなかわいい子どもたち、いいことを考える子どもたちがいっぱいいるんですよ。その子どもたちの安全というものを考えたときに、通学路の危険性というのがあったもので、今回質問をしました。

もう一つあったです。

これは、さんぼセルといって、ランドセルを買物のカートみたいに引っ張るものなんです。友田議員が前回の一般質問の中で、旅行バッグをかかえて重たいと。先ほども議会の控室のほうでも言いましたが、私たちのときはランドセルは結構軽かったんですね。そんなに入っていないというのもあったと思いますが。それで、孫がかわいいものですから、これを買って、持っていくかなと思ったら、孫から要らないと言われました。ただ、こういうのが実際ありますので、もし今後白石町内でも親御さんが買われて使われる、これは検討しとってください。さんぼセルというのですので、まだ許可は学校から出ていませんので、もしこういうことで子どもさんにこういうのを使わせたいという方が、親御さんがおられたら、うちのほうはこれは要らないと言われましたので、どなたが必要な方がいらっしゃったらお願いします。

では、この大きい1項目めを終わります。

今日は、傍聴にも深浦地区からお見えになっております。この大きい項目の学校統廃合の校舎跡地の利活用についてですけど、まず1つ目に、学校の施設は地域のシンボルで、最も身近な公共施設である。全国では、廃校された校舎をコミュニティ施設や福祉施設、民間企業のオフィスなどに転用する活用事例も増えている。本町の方針についてお伺いいたします。

## ○大串恭隆企画財政課長

これまでの説明と同様の説明になりますけれども、公共施設及び公共施設再編後の跡地等の利用・活用法等につきましては、行政改革推進本部の専門委員会として、役

場内部で組織をしております公共施設等マネジメント推進検討委員会の中で、関係課と協議を行い、検討していくこととしております。このことから、学校跡地につきましても当該委員会で協議検討しておりますが、行政需要や民間活用、財政健全化、地域住民のニーズといった様々な観点から、現存する校舎等を含めた利活用策など、幅広く検討をしているところでございます。

以上です。

### ○前田弘次郎議員

これは、令和6年3月議会で吉岡正博議員が、たしか同じようなことを言われたと思います。それで、令和6年6月議会では友田議員が言われております。問題は、これからのここをどうしていくかということ、残していく校舎と解体すべき校舎など、どのような基準により判断していくのか。地域などからの要望を酌み取る考えはないのか。また、有明南小学校の跡地の利用についてお伺いします。有明地域では、有明公民館の利用廃止が決定しております。ここは、地域のコミュニティの場所であり、災害時は避難所でもあります。このようなことも考えて答弁をお願いいたします。

### ○大串恭隆企画財政課長

まず、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、残していく校舎と解体すべき校舎の判断基準の御質問でございますが、施設の解体等に対して特別な基準などは設けておりませんが、学校施設だけではなく、本町が所有する全ての公共建築物に対する基本的な考え方として、私のほうからお答えをさせていただきます。

今年3月に改定をいたしました町の公共施設等総合管理計画では、現在の施設総量、本町の公共施設の総床面積が約11万平米、町民1人当たりの床面積5.1平米を令和18年度までに31%、面積で申し上げますと約3.4万平米削減し、約7.7万平米、町民1人当たりの床面積を九州地区の平均水準である4.4平米とする数値目標を掲げております。この目標数値につきましては、公共施設の適正量保有量適正化と品質保持を図るとともに、維持管理コストを削減することで、持続的な行財政運営と適切な公共サービスの提供の両立を目指すために設定しているものでございます。また、削減する面積約3.4万平米につきましては、廃校となる白石地域の4小学校と有明地域の3小学校、これに旧福富中学校を加えた床面積の合計とほぼ同規模となっております。これらのことから、計画にある公共建築物の施設総量最適化の推進方針や、保有する財産の活用や処分に関する基本方針では、施設の集約や複合化に伴う跡地につきまして、除却、解体、あるいは民間等への貸付け及び譲渡等を検討します。あるいは、活用の見込みがないと判断した施設は除却を検討しますとしております。実際に実行するには、まずどのような利活用策があるか検討するとともに、持続的な行財政運営と適切な公共サービスの提供の両立を目指すために、町が現在実施している、あるいは実施予定である大型事業などと調整を図るなど、そのときの状況に応じて対応していくことになるかと考えております。

以上です。

## ○山口裕一総合戦略課長

お答えいたします。

学校再編後の施設や跡地の利用につきましては、広く各課が連携して検討しております。また、先ほど企画財政課長の答弁にもございましたけれども、基本的には行政需要、そして民間活用、財政健全化という観点、それともう一つ重要でございます地域住民のニーズ、この4点から検討を行っておるところでございます。利用に当たりますとは、まずは公共的な施設の利用を内部検討しており、全体的な構想も含めて公共施設のマネジメントの中で、他の施設から移設可能な公共的活用を行うかどうか、精査しているところでございます。しかしながら、学校跡地や施設に関しましては、地域の皆様に密接に関わってくる問題でございますので、住民の皆様の御意見を拝聴する場も必要かと考えております。それで、地域の意見を勘案しながら、公的利活用、あるいは地域利活用、あるいは防災施設としての活用、またそれらの併用など、利活用の方向性をまとめながら、方針について幅広く意見を聴取してまいります。検討に当たりますとは、自治会や各種団体とのネットワークを持ちます地域づくり協議会——有明地区については準備段階ではございますけれども——を活用しながら、住民の皆様からの意見を拝聴できればと思っております。

また、学校ごとに施設や用地の現状がそれぞれ異なります。施設の一部利用を含め、できるところから順次、早期の利活用が進められるように協議を行いまして、速やかに調整を進めてまいります。その上で、公的利活用、あるいは地域利活用としての役割を担う必要がない施設につきましては、今後の維持管理費の負担を軽減するという観点も重要でございますので、できるだけ早期の貸与、あるいは譲渡、売却、もしくは解体の判断を行う必要がございます。このことから、令和7年度より公共的、公益的団体または民間事業者による事業提案型の公募を行うこととし、内部検討あるいは地域からの意見聴取と並行いたしまして、民間の活用に関する協議も進めていく予定でございます。

また、有明小学校につきましても御質問がございましたけれども、その他の小学校につきましても、基本的にこのようなスキームで検討を行っていくこととなりますけれども、今後、議員御指摘の有明公民館が利用廃止になるということも念頭に入れながら、地域利活用について、地域住民の皆様から幅広い意見を拝聴できればと考えております。

また、議員のほうからは避難所関係の御質問がございましたけれども、現在有明スカイパークふれあい郷や有明中学校も指定避難所となっているところではございますけれども、有明公民館の廃止に伴いまして、有明社会体育館の避難所としての利活用ですとか、全体的な見直しも含め、検討していくこととなります。この中で、有明南小学校やその他の廃校施設についての全部利用、あるいは一部利用を検討していくということになります。

## ○前田弘次郎議員

避難所としては有明社会体育館ということですが、社会体育館にはクーラーがつい

ていませんよね。避難所で、今のところ1日、2日で何とか耐えますけど、もっと長く避難所になったときに、今の時期クーラーもついていないところに避難してくださいと言っても、なかなか無理だと思います。それで、有明南小学校は、教室にはクーラーはついていきますよね、たしか。その辺のところも、まだあそこもつけてそんなに長くはないと思いますので、その辺のところを避難所としてしっかり考えてもらいたいと思います。

それと、深浦のほうで言えば、深浦西分の公民館は土砂災害の危険地域で、あそこは全然使われないんですよね、災害のときは。それで、深浦東分の公民館はシロアリにやられているんです。なかなか利用が難しいんですよ。それで、有明南小学校の跡地が、そういったことで地域のコミュニティみたいな感じで利用ができれば最高じゃないかというのは、深浦区の役員会でも、日曜日やっただですか、あつてですね。ぜひそういうことで利用できないかということで、たまたま私も今回質問をするということで、それで質問をしました。

では、次に行きます。

この跡地の観光ですね。

小学校の跡地の観光利用について、須古地域では、須古歴史観光振興会において、須古城の歴史を観光の拠点として頑張っておられます。また、春まつりではグラウンドを駐車場として利用されております。このようなことから、須古小学校の利用を考えてはどうでしょうか、お伺いします。また、町内の歴史資料館として活用することで、観光振興にも関係してくると考えますが、いかがでしょうか。

## ○山口裕一総合戦略課長

基本的には、先ほど申し上げましたような内容で廃校施設の検討を進めていくということになりますけれども、一般的な観光利用につきましては、民間への譲渡もしくは貸与による観光利活用と、それと、行政需要による観光利活用というのが考えられると思います。須古小学校の利用につきましては、歴史資料館というような活用もあるのではないかとございますけれども、民間の活用であるならば、先ほど答弁いたしましたように、公共的、公益的団体、または民間事業者による提案型の公募であるとか、あるいは町もしくは企業側からのアプローチによる民間利用を想定しているということもございます。しかしながら、歴史資料館としての利活用ということになりますと、資料館の性質上、町の直営、もしくは公設で管理運営を財団法人等に委託すると、そういった形になると思われれます。それで、行政需要によります観光的利用に関しましては、地域住民の皆様、観光協会ですとか、あるいは商工業者の皆様からも幅広く意見を拝聴してまいりたいとは考えておりますが、特に校舎の維持にはものすごく多額の費用がかかりますので、中・長期的なランニングコストを考えた場合に、規模感に合わない廃校施設の利活用というのはあくまで避けなければなりません。また、廃校施設につきましては、跡地の用途を定めて一定期間に解体した場合には、解体補助金が出る場合もございますので、解体した上で需要に応じた適正規模の施設を新設するほうが望ましいと、そういった場合もあるかと思われれます。また、廃校施設という大規模な施設を利用するのであれば、それ相応に見合う文化財、ある

いは観光資源としての価値を磨き上げていく、こういったことも必要かと思っております。

このようなことから、今後観光的需要はどの程度見込まれるのかなどの検証を行いながら、地域経済の活性化、地域社会への貢献など、町に有益となる利用形態であるか、幅広い視点で検討してまいります。まずは廃校施設の利用を協議する前に、もちろん重要な須古城の遺跡ですとか歴史的資料を適切に保存する、この辺の重要性はもちろん認識しておりますけれども、その上で歴史資料館これそのものの必要性というところから、これは順序立てて協議を行う必要があると認識しております。その上で、先ほど申し上げましたような財政負担の兼ね合い等を考慮いたしまして、規模的適正について判断していくということになります。

以上でございます。

### ○前田弘次郎議員

ここは、須古小学校は地元の議員さんが2人いらっしゃるの、あまり私が言うといかんのかなと思いましたが、須古歴史観光のほうも頑張っておられますから、町長は知っている、通知が来ていると思えますけど、10月22日ですか。平戸の4つの須古踊りをやられているところが、10月22日にここの須古城に来られるということをお聞きしております。今後、町長さんにも対応をお願いすると思われそうですが、こういうことで須古は今この須古城で大分盛り上がってきていますので、こういうのを観光につなげていかれたらということで、今回私が質問しました。

それと、この前の報道で、30年後には白石町がなくなるということで報道がありましたが、実はその30年後に白石町がなくなる前に、まず私たちの住んでいる深浦地区、この地区もなくなっていくんじゃないかと。子どもの少子化のことも考えますが、実際問題として今中学校が白石中学校と一緒にしたことによって、深浦からこの中学校の近くに住所を移された方もいらっしゃいます。今後、この深浦からは小学校も遠くなる、中学校も遠くなると。じゃあ、こっちから住所を変更されてる方もいらっしゃいます。そして、今の若い人たち、というか私よりも大分下の人たちに話を聞くと、ここの深浦地区ではこういう山です。セブンーイレブンまで行くのに、下にありますが、歩いて行くようなところじゃないんですよね。こういうところには、もう住まないんじゃないかという話も聞きます。こういうふうには、3世代住んでいるところは、深浦、私のところの15番で言うと2軒ぐらいかな。あとは、ほとんど子どもがいなかったりということで、ここの私たちが住んでいる15番ということ自体もなくなっていくんじゃないかと。

白石町がなくなる前に、もっと地域がなくなる気が私にはします。その辺のことをしっかり考えていただきたいと思っておりますので、質問ではなく、今の現状を話させていただきました。

これにて私の一般質問は終わりたいと思っております。

### ○片渕栄二郎議長

これで前田議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時47分 休憩

13時15分 再開

**○片渕栄二郎議長**

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。中村秀子議員。

**○中村秀子議員**

議長の許可がありましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、様々な料金、ものの値段が急激に上昇いたしまして、私たちの生活を圧迫しているところです。特に、昨年の電気料金の値上げについては、びっくりするほどの値上がりをし、私は九州電力の間違いじゃないだろうかというふうに申出をしたりしなければいけないような状況でした。また、10月からは郵便料金が値上げされます。これは、30%という大きな値上げ幅でして、いろいろなものの郵送とか、そういうものをやめなければいけないなというふうに思ったところでした。町から町民の皆さんへも、多くの郵便物が送付されます。直近で言えば、定額減税に伴う通知、返送用の料金、着払いの封筒、細かな案内書が送付されました。また、委員会の案内の通知なども送付されております。このように、多くの通知が郵便物として現在送付されています。これまでの郵送に係る経費について資料請求をしておりますので、それに基づいて御説明をお願いいたします。

**○中村政文総務課長**

町が発送いたします郵便物にかかる送料の推移ということで、資料により御説明をいたします。

各課からの報告を基に、過去5年間の郵送料を集計しております。郵送に係りませ経費につきましては、ここ5年間は令和4年度をピークとして推移をしております。その主な要因といたしましては、平成31年度から令和4年度までの増加につきましては、新型コロナウイルス緊急経済対策におけます特別定額給付金であるとか、商品券事業に関する郵送料、また新型コロナウイルスワクチン接種券やマイナンバーカードの交付手続関係通知の郵送料、あとふるさと納税寄附関係通知の増加が挙げられます。一方、令和4年度から5年度にかけての経費は減少をしております。これにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種券の減少やふるさと納税寄附関係通知の変動と郵送方法の変更が挙げられます。総じて郵送経費の増減は、これは一時的かつ特定の事業に関する、起因するものでございまして、年度ごとに異なる要因によって生じた結果によるものというふうに考えております。

以上です。

**○中村秀子議員**

分かりました。来月、10月からですが、郵便料金が20年ぶりに値上げされます。84円だった封書が110円になります。3割値上げされます。また、64円のはがきは

83円になり、33%の値上げです。単純に計算しても、郵送に係る経費は3割を超えることとなります。今後、このままにした場合、郵送に係る経費をどのように推計していらっしゃいますか。

#### ○中村政文総務課長

御質問のございました、今年10月からの郵便料金の値上げに関しまして、最も発送通数の多い普通郵便、このほうでも値上げが見込まれていますので、一定程度の水準、先ほどありましたとおり、約3割増しで支出は増加するものではないかというふうに考えられます。郵便料金の算出、推計につきましては、先ほど申し上げましたとおり、様々な要素が影響を与えるために、値上げ後の具体的な推計額については、現在のところ、その数値をきれいにお示しするという事はなかなか難しいことであることを御理解いただければというふうに思います。

以上です。

#### ○中村秀子議員

難しいことではなく、3割上がるんだったら、2,934万7,000円ですかね、その3割増しということで、単純に考えれば、あと900万円程度上乗せされて、3,800万円か、そのくらいになると思います。同じようなサービスをしていて、経費だけがかかるというような状況が続いてこようかと思えますけれども、このような経費負担に対して、対応策はそのままなのか、どのような対応をされているのか、お伺いいたします。

#### ○中村政文総務課長

料金値上げに対する対策はどのようにやっているのかという御質問でございます。

町としましては、これまでも郵便料金のコスト削減に努めてまいっております。特に、郵便物の集約であるとかバーコード利用によります適用可能な割引制度の積極的な活用に加え、郵便物の種別や重量に応じた適切な発送方法を取り入れることで、コストの削減を図ってきているところです。具体例といたしまして、市内の普通郵便に関しましては、発送日を決め、発送数によります割引制度を受けやすくしたり、入札関係等の書類などについては、複数の課から同じ宛先へ発送する際には、それぞれを簡易書留発送するのではなくて、レターパックにまとめて発送することで経費の削減を実現しております。さらに、以前は封書で出しておりました通知を圧着はがきに変更するなどしてございまして、これらの取り組みが全体的な支出の減少に寄与しているものと考えております。郵便料金の値上げによりまして、一定程度の水準で支出が増加することが見込まれますが、今後とも適切な発送方法を選択することによりまして、住民サービスの向上とコストの削減に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○中村秀子議員

様々なコスト削減をされて、まとめて出したりだとかレターパックだとか圧着はがきだとか、これまでいろいろなことをされて、2,900万円というような数字になって

いると思います。さらに3割増しということであるならば、さらに何か手だてを講じない限り、上がっていく一方、努力されているのは、お話を聞いて、そんなにたくさん努力をされているんだなということは理解しておりますけれども、またさらに上がることを考えれば、新たな手段を講じなければいけないと思うんですけれども、2019年に可決されたデジタル手続法というのがありますけど、その概要について説明していただければと思います。

### ○中村政文総務課長

2019年に可決されましたデジタル手続法についての概要を説明いたします。

正式名称といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律であり、その目的としましては、情報通信技術を活用して行政手続の利便性と効率を向上させることとなっております。概要としましては、行政手続における申請及びその申請に基づきます処分通知について、原則オンラインによって実施するものとし、まず個々の手続、サービスが一貫してデジタルで完結をすると。デジタルファーストということです。2つ目に、一度提出した情報は二度と提出することを不要とするよということで、ワンスオンリーという手法。また、民間サービスを含め、複数の手続やサービスをワンストップで実現をするコネクテッド・ワンストップという、この3つの方法がデジタル化の基本原則というふうにされているところでございます。

以上です。

### ○中村秀子議員

デジタル手続法というのが出されて、広く国民の皆さんに、行政の皆さんにも、デジタルを推進しなさいよというような法律だと思っておりますけれども、この郵送料の軽減を図る大きな鍵は、このデジタルをどう使うかということにかかっているのではないかと思っております。本町では、副町長を統括監とするデジタル推進会議が組織されておりますけれども、今までどのように進んでいるのか、令和4年に発足したと思うんですけれども、今までの成果について答弁ください。

### ○中村政文総務課長

本町におけますDX推進につきましては、令和4年8月に策定をいたしました白石町DX推進方針に沿って進めているところであります。その中での推進体制につきましては、全庁を横断的につなぐ体制が必要であり、DX推進統括監である副町長をトップとして、迅速な意思決定による取り組みの推進のほか、事業の進行管理等を担う庁内マネジメントを行うために、各課長等で構成をいたします白石町DX推進本部を設置しております。また、DX推進担当部署であります総務課と各所属間の連携等を図るためのDX推進員を配置しております。定期的な開催をします会議の中で各課からの意見や状況の把握を行って、情報の共有を行っているところです。

昨年度につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金事業を活用しまして、

防災監視カメラシステム整備事業、住民票等のコンビニ交付サービス事業、それと行政手続におけるオンライン化推進事業の3事業を実施したところでございます。現在、行政手続におけるオンライン化推進事業により導入した電子申請システムを活用し、各種手続やアンケートについてオンラインでの実施に重点的に取り組んでいるところであり、昨年度につきましては、確定申告や乳がん検診などの予約受付及びロードレース大会や各種イベント等に関するアンケート調査など、18業務について電子申請等で実施をしたところでございます。また、町県民税や固定資産税など、地方4税をはじめ、保育料、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、給食費など、町の4つの公共料金の支出につきましても、スマートフォンによります電子決済について整備を行ったところでありまして、町民をはじめとした関係者の利便性の向上に効果があったと判断をしているところでございます。

以上です。

### ○中村秀子議員

18の業務についてデジタル化が進んだということで、頑張っていらっしゃるなどということをお話いただきましたけれども、もっともっとできるんじゃないか、そういえば携帯電話でいろいろなところからアンケートが来るので、今まではがきに書いて出していたやつを、はいとかいいえとか押しながら送信、それだけで終わるというアンケートも多くなったと感じております。どっちもウィン・ウィン、出すほうももらうほうもいい関係じゃないかなと思っておるんですけども、町職員の減少する中で、多岐にわたる行政サービスを維持するには、デジタル化を推進することは喫緊の課題です。この点について、どうお考えでしょうか。

また、携帯電話には電話、メール、LINE、フェイスブック、その他SNSがありますが、これらのほかに緊急地震速報や電話会社からのショートメールで送られてくる情報もあります。このSMS——ショートメールサービスですね——の機能は、特別なアプリをインストールする必要もありません。この機能を使って、簡易な案内はできるのではないかと感じております。ネットで調べてみると、今広島県の三原市がこの5月から、全国で初めて全部署にSMS配信システムを導入し、従来の郵送では難しかったスピーディーかつ個別の情報発信が可能となり、郵便料金の縮減や情報伝達の多チャンネル化にスピードの向上を図っているということです。私の携帯電話を調べたら、SMSの発信は1通3円というような、会社によっても契約によっても違うかと思えますけれども、そういう安価な、そして検索してみると、何とかの行事が急に雨天のために中止になったというときには、そういうSMSで急な変更とかというのもできて、非常に好評であるというような検索結果も載っておりましたので、アプリも導入する必要もなく、これは有効な手段であるなというふうに思ったのですが、その点についてお伺いいたします。

### ○中村政文総務課長

まず最初の御質問であります、町職員が減少する中で行政サービスを維持するには、デジタル化を推進することが喫緊の課題であるということで、どのようにお考えであ

るかということでございます。

デジタル技術を活用した業務の効率化ということにつきましては、本町DX推進方針において重点取り組み事項に位置づけております。単純かつ定量的な事務については、パソコンで行っている事務作業の自動化を行うRPAや、手書きの書類や帳票の読み取りを行いデータ化するOCRに、AI技術を活用する新たなOCR書類でございますAI-OCRといったデジタル技術を活用しながら、既存の事務的業務を効率化させることにより、職員がより付加価値の高い業務に専念できる環境をつくり、町民サービスの向上を図ることを目的に、一昨年度より取り組んでいるところでございます。昨年度までに乳幼児健診の結果入力や、税の還付処理事務など、12業務の自動化を行っておりまして、本年度におきましても、DX推進員を通して各課からの意見や状況の把握を行いながら、引き続き取り組んでいるところでございます。

次に、デジタルを活用したコミュニケーションについて、ショートメールを活用してはどうかというところでございます。

ショートメールにつきましては、議員がおっしゃいますように、携帯電話に標準搭載されている機能でございます。アプリを入れる必要がなくて、携帯番号さえ分かれば使用可能であります。かつ、メールやほかのSNSなどの連絡手段と比較しても開封率が高く、有効な連絡手段であるというふうに考えております。また、郵送に比べ安価であり、1人から大人数に対する連絡も容易に対応可能であるため、コスト削減と業務効率化の面において注目をしているところでございます。

ショートメールの活用につきましては、本町においてもDX推進方針に基づきまして、デジタル技術の活用によるペーパーレス化や業務効率化を推進しているところでもあります。本年度、郵送や電話連絡に代え、SMS配信システムを使ったショートメールによる連絡手段につきましては、一部の課において試験的に実施する予定としております。ショートメールを使った連絡手段について効果検証を行いながら、その効果が確認されれば、可能な限りショートメールを使った連絡等を推進し、業務効率化とコストの削減を図ってまいりたいと考えているところです。

以上です。

## ○中村秀子議員

ショートメールというのは有効な手段だなというふうに、改めて私も思いました。普通の電話番号さえ分かれば、それをつくって、システムもそんなに難しくないようなことを書いてありましたので、それができれば、郵送料金の値上がりに対する対応策としては大きな力を発揮するのではないかなと思っております。DXが進まれていますけれども、三原市のDXデジタル戦略課というんです、若い人が入ってどんどんやっているらしいので。唐津市もそうでしたし、いろいろなところで。私たちの年代にとってはすぐつまずくんですよね。これ、どがんすっぎよかろうかと、分からんごとなった、動かんごとなったというような不得手感があるんですけど、こういうことに関しては、いきなり若い人のほうがうんと力をお持ちのことが多いんですね。副町長さんが統括監ではございますけれども、もうちょっとデジタルにたけた人材を用いてされたら一気に、統括監でいらっしゃってもいいんですけども、人材的には20代、

30代、若手のそういうふうなところにたけた人がいいんじゃないかなというふうに思っております。

唐津市に視察に行ったときに、総務省の事業で民間との交流というような事業が、そこでソフトバンクから派遣して、デジタル化を進めたというようなお話も聞いたことがあります。それをずっとやっている人は、まだこがんことばしよんさっですかというレベルの、発想が違ってきたとおっしゃっていたことを思い出します。本町についても、そういう本町の若手、デジタルにたけた若手の人たちを集めて、デジタル戦略課、デジタル推進課みたいなことをつくって一気に、検証に時間がかかったりシステムに時間がかかったりして、スタートが1年後になるんじゃないかと、10月から値上げになるんですね。3,000万円とか4,000万円とかになる前に、よその実証実験で有効だというような成果が出ていたら、割と進む方向に行っているんじゃないかと思うんですけれども、特化した系の創設について、副町長はどういうふうな考えをお持ちでしょうか。

### ○百武和義副町長

本町のDXに関する取り組みについてでございますが、これまでの答弁でもありましたように、少しずつではありますけれども、着実に進んでいるものと認識をしているところでございます。ただ、今の本町のDXの担当係につきましては、現在総務課にDX推進担当の専任の課長補佐を設置して、広報情報係のほうで兼務により担当しているところでございますが、町といたしましても、DXにつきましてはさらに推進していかなければならないというふうに考えております。可能であれば、DXに特化した係を設置できればと思うところでございます。それとまた、先ほど言われたように、専任のアドバイザー的な方の設置ということも考えられるところではございますけれども、何分限られた職員数で様々な行政需要に対応しているという中で、まだDXに特化した係の設置には至っていないのが現状でございます。しかしながら、議員おっしゃいますように、DXの推進ということは重要なことであります。現在、説明がありましたように、DX推進本部、それとDX推進員を設置して進めておりますけれども、今後も役場内一体となって強力に推し進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

### ○中村秀子議員

新しいことをやるというのは、発想の転換が何より大事です。今までこうしよったけんというのも一応忘れてしまって、新しい観点でできる、そういうふうな環境であればというふうに願うところです。

次に、電気料金が昨年から大幅に値上がりしております。私たちの暮らしは本当に大変だったんですけれども、本町各施設でのこの5年間の電気料金の推移について、資料を要求しておりましたので、それを基に御説明ください。

### ○大串恭隆企画財政課長

資料要求がございましたので、資料を御覧いただきたいと思います。

資料につきましては、町有施設電気料金の推移ということで一覧表を書かせていただいております。

令和元年度から5年度までの5年間、本町施設、代表的なものでございますが、庁舎、総合センター、ゆうあい館、有明公民館、町内の2つの社会体育館、全中学校及び全小学校の17施設の電気料金の合計額の推移につきまして掲載をいたしております。一番高い年は令和4年度で、総額で7,442万6,000円、一番低い年は令和元年度で、5,915万2,000円となっております。毎年電気料金が値上がりをしておりますが、令和5年度は安くはなっております。これは、令和5年度につきましては電気料金の内訳の再生エネルギー付加金や燃料費等調整額の料金値下げがあったこと、またLED化した施設もあり、料金、使用料とも減少しております。令和6年度は、電気料金に加算される再生エネルギー付加金単価が前年度と比べ倍以上に増加するとともに、政府が物価高騰対策として続けてきた電気料金への補助が一旦終わる11月請求分から、電気料金も値上がりするものという情報もあることから、さらに節電に努めていく必要があると考えているところです。

#### ○中村秀子議員

7,400万円、6,500万円、大きなお金が電気料金にかかってきているわけですが、先日給食センターが落成しまして、2,000食を作れる清潔な施設ができました。その玄関に設置している太陽光発電の様子モニターで示されておりました。14.3キロワットの発電量で、使用量のほとんどが賄えていました。このことで、電気料金はどのように変化するのか、試算できていたらお知らせください。

#### ○久原正好学校教育課長

先日、新給食センターの落成式を行いました。それで、その落成のテープカットの後に内覧会を行ったわけですが、私もセンター内に入りまして、そのとき14.3キロワットの数を発電していたわけですが、その時点では、センターの調理作業がほぼ終了した状況でございました。電気の使用量は減少しておりまして、太陽光発電で賄っていたという状況であったかと思っております。

御質問の電気料金料金はどのように試算しているのかという御質問でございますが、令和6年度当初予算については、施設が新給食センターとなり、大規模となりまして、電気使用量が倍増するとなる想定の下に試算をして、当初予算を組んでいる状況でございます。新給食センターは9月から本格稼働をしておりますので、使用電力と太陽光発電で賄う電力、これらを今後随時把握しまして、適切に今後の電気料金の試算を行いたいと考えております。

以上です。

#### ○中村秀子議員

太陽光発電はあまり役に立っていないというようなことでしょうかね、ちょっと残念な気がいたしますけれども。電気料金の縮減には、照明のLED化が有効であると

いうふうに思います。2027年には、白熱電球の蛍光灯、製造が中止されるということでありませけれども、現在町の施設におけるLED化はどのようになっておりますのでしょうか。資料をお願いしていただきましたので、それに基づいて説明をお願いします。

#### ○大串恭隆企画財政課長

資料請求がございましたので、その資料を基に御説明させていただきます。

資料につきましては、町有施設のLED設置状況でございます。

なお、設置率、LED化率につきましては、施設の延べ床面積に対して設置した箇所面積の割合で算出をいたしております。

町有施設のLED照明の設置状況でございますが、庁舎につきましては蛍光灯器具及び蛍光灯の国産メーカーの生産中止の増加に伴うことや、環境配慮及び省エネによる経費削減のため、令和5年度に庁舎照明のLED化を図りました。庁舎内の全ての器具をLED化したものではなく、主に費用対効果が現れやすい執務室や会議室など、業務時間に点灯を行っている箇所を改修しており、設置率は58%となっております。総合センターにつきましては、研修室等の1階、2階の通路、楽屋通路の一部、多目的ホールの一部、楽屋の一部、ロビーの一部の改修をいたしてございまして、設置率は24%となっております。ゆうあい館につきましては、現時点では設置をいたしておりません。白石、福富、有明の社会体育館及び白石中学校については、全てLEDに改修をいたしてございます。その他の小・中学校につきましては、LED化は職員室や事務室等の一部のみであり、全体としてはまだ設置状況は低い状況となっております。

以上です。

#### ○中村秀子議員

LED化というのも、電気料金抑制の大きな、大体電気料金は10分の1から、10%から50%かな、そのくらいというような情報がありましたので、これをLED化するだけでもかなりの削減になるんじゃないかなと思いますし、白熱球が製造中止になれば、さっとしたほうが、どうせしないといけない工事であれば、早くしたほうが、物も不足しないうちにしたほうがいいんじゃないかなと思っております。また、電気料金の抑制についての対応策について、どのような施策をお考えでしょうか。

#### ○大串恭隆企画財政課長

先ほども答弁をいたしましたけれども、今後電気料金が値上がりすることが予想されております。町有施設では、不必要な照明や空調をなるべく消灯し、換気や熱中症予防など、十分留意しながら、引き続き支障のない範囲でできる限りの節電に努めてまいります。また、2027年までには、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、蛍光灯の器具及び蛍光灯の国内メーカーの生産中止がされることになってございまして、それを考慮し、未設置の箇所につきましては、順次各施設のLED化を図っていくとともに、その他の電気製品などにつきましても、近年はエネルギー消費の効率が大幅に向上いたしてございますので、費用対効果などを確認しながら随時更新をしていきたいと考えております。

以上です。

### ○中村秀子議員

必要なものは使わなければいけないし、難しいところではございますけれども、抑制に尽力していただければと思います。

じゃあ、2点目の部活動の地域移行について質問をいたします。

白石中が開校して、約半年が過ぎました。生徒たちは新しい環境に適応し、困難を解決しながら成長しているものと思っております。中体連でも、生徒たちの活躍が見られました。私が中学校の統廃合が必要であると思ったのは、部活動を活性化するためでした。しかし、時代の流れかもしれませんが、学校単位での出場ではないチームの参加も見られました。それは、白石中の生徒も例外ではありません。現在の生徒たちの部活動や、地域の活動への参加状況について答弁してください。資料を要求しておりましたので、それについて簡潔に説明をしてください。

### ○永石 敏新しい学校づくり課長

別紙資料にまとめておりますので、これに基づいて説明をいたします。

現在の白石中学校生徒の部活動及び地域クラブ活動への加入状況です。

1番の学校部活動から4番の社会体育まで、現在把握できる状況を区分分けして表示しております。この中で、数名は部活動と地域クラブ、社会体育の活動と兼ねている生徒もおります。資料中、1番の学校部活動では11種目、分野に15部を設置しており、全体で387名が所属しているところでございます。2番目の高校と連携した部活動では、ハンドボール、書道、放送の3部活動を開設しております。8名が活動を行っております。3番目の地域クラブ活動については、資料のとおりですが、主に町内で地域の指導者が中心となって指導、支援を行っており、それぞれのクラブは、白石町スポーツ少年団の登録や総合型スポーツクラブほっと有明に加盟しているクラブとなります。現在、80名が所属しているところでございます。4番目の社会体育は、剣道以外は町外のクラブでの活動を掲載しております。51名が活動をしており、合計しますと、全体生徒数550名のうち延べ526名の生徒が何らかの活動に参加している状況でございます。

以上です。

### ○中村秀子議員

今の答弁の中では、空手やバレーボールとか、町外のクラブだとか地域のクラブに所属している子どもたちのことについても説明いただきました。

それでは、この表の中で、同じ、例えばバスケットだとかバレーボールだとか剣道とか、中学校の部活動がありながら町外の活動に参加しているという子どもたちがいるんですけれども、ほかのスポーツクラブで活動し、活躍する生徒に対して、例えばこの前資料で見せていただきましたけれども、地域外のクラブで活動している生徒は九州大会に出る、同じ活動をしている白石中の生徒は地区大会の3位であったことを記憶しておりますけれども、そういう場合、九州大会に行った子どもたちは1年生だ

ったと思います。2年生、3年生の子どもたちが、1年生、よう頑張ったね、九州大会よう行って頑張ったねと言えるのかなと。自分たちが惨めになったり、一生懸命やったとけ、自分たちは全然駄目だったなとか、そこでいじめだとか差別だとかそういうものがないのかなというふうに思ったところです。時代の流れかもしれませんが、対立やいじめとか、そういうことの防止についてはどのような対策をされているのでしょうか。

### ○永石 敏新しい学校づくり課長

対立やいじめについては、今のところ報告はあっておりませんが、現実にあっているのであれば、学校と連携し対策を行う必要があるものと考えております。児童・生徒全体、さらにはスポーツに親しむ生徒にとって、いじめや排他的な行為はあってはならないことと捉え、指導を行う必要があると考えております。さきの中体連九州大会出場を果たした剣道部の生徒、並びに白石アスリートクラブやバレーボール、空手の九州大会出場選手は、同じように称賛し、激励する機会を設けました。誰もが同じ中学校の生徒であり、温かく応援し支援する風潮をつくり上げるのが大切だと考えているところでございます。

以上です。

### ○中村秀子議員

今のところ、そういう対立やいじめはあっていないということを断言していいのだろうかというふうに思います。子どもたちの心情は穏やかならぬものがあるんじゃないかな、そういうふうなものが不満や、そういうふうなことでいじめに発展しないように、よく学校と連携しながら指導を、1年生の九州大会に行った子どもたちに3年生が、あんなたち、よう頑張って九州大会まで行って、すごかねと言えるような子どもたちに育てないといけないんですけれども、それは難しいことだなというふうに感じるところでございますので、どうぞよろしく、それが蓋を開けてみたら、いられなくなって転校せんばいかんやったというような結果にならないように、十分そこら辺は心して指導し続ける必要があるんじゃないかなと思っております。

また、以前は活動の終わる時間を日没時間に合わせて、冬場は5時には活動を停止して下校させたりしておりました。地域の活動ではこのようなことがなくなり、夜の活動となりますが、このようなことに対して子どもたちの生活に与える影響について、どのように認識していらっしゃるでしょうか。

### ○永石 敏新しい学校づくり課長

地域指導者が中心となって行う地域クラブ活動の場合、夕刻から夜間に活動することが多くなることは予想されます。このことにより、疲労の蓄積、家庭学習時間の確保などの問題により、子どもたちの生活に影響を与えることも考えられます。しかし、地域クラブ活動も生徒の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう、生徒の思考や体力などの状況に応じて適切な活動時間とすることは、部活動と同じように重要だと考えているところです。しばらくは学校部活動と地域クラブ活動が併存しますので、

生徒の成長や生活全般を見通し、学校を中心とした指導者と地域指導者が連携し、調整を図ることが必要だと考えております。

現在、部活動検討委員会では、地域クラブ活動に取り組む時間や休養日の設定については、学校部活動に準じ、活動時間を遵守し、休養日を設定することとし、白石町地域クラブ活動の基本方針を策定しているところです。その中で、学校の学期中は週当たり2日以上休養日を設ける、地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加などで活動した場合は休養日をほかの休日に振り替える、学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う、また生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休日は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間で合理的で、かつ効率的、効果的な活動を行う、休養日及び活動時間などの設定については、定期試験前の一定期間など、各部共通して学校全体の休養日を設けるなどを示しており、以上のことは共通の方針としているところでございます。以上です。

#### ○中村秀子議員

子どもたちの1日の動きが気になるところでございますけれども、今後夜間に行う活動に対しては、相当な注意が必要じゃないかなと思っております。

また、次ですが、先ほど資料にありましたけれども、幾つかのクラブでは、学校に同じ種目を部活動に設定しているのにもかかわらず、地域外の活動に参加している生徒たちがおります。このような状況を捉え、その原因をどのように考えていますでしょうか。

#### ○永石 敏新しい学校づくり課長

現在の中学生在が取り組んでおります、また取り組みたいと考えている競技や種目、分野は、私たちが想定する以上に他種目、多様化していると思います。学校で開設できる部活動では、そのニーズに対応できにくくなっているのが現状です。競技、大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念したい生徒だけではなく、レクリエーション的な活動、個人の特徴や障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる運動やアート活動など、複数の活動を同時に体験することも含め、生徒の志向や体力などの状況に適したスポーツ、文化芸術に親しむ機会が増えているのが要因だと考えます。その選択や希望については、該当する生徒や保護者の意思は尊重すべきものと考えているところです。

以上です。

#### ○中村秀子議員

期待外れだったというか、統合して学校の部活動が活性化するんだなと期待していたところですけども、そうはならなかったということですね。自分の好きなようにやる、ここに学校でしたけれども、学校の友達とは活動しないで、よその、まだがんがんやるところに私は行く、私はレクリエーション的に、同じ部活動があっても、

よそのところで親しみながらやると、その子どもたちの志向に合わせて、みんながばらばらになって活動をするというような、こういうことを目指して学校の統合というか、そういう地域部活動とかを持ってきたのかなという、残念な思いがして私はたまらないんですね。時代の流れといいたいでしょうか、そういうことだとは思いますが、その子の志向に重点を置くというようなことが白石中学校の部活動の大きな指針であるという理解をしなければいけないということを残念に思うところです。

子どもたちと保護者の人に、何でその部活動に、学校、中学校にあるのに、どうしてそこに入らないのですかと何人かに聞いたところ、問題は、私の聞いたところによると、指導者の問題でした。ああ、そうかと。県下から優秀な子どもたちを集めて強くしようとする指導者は、それはスペシャリストですよ。そこに声をかけられたら、子どもたちは行くのかなというふうに思ったところです。それで、白石中の生徒はそれでいいのかな、大人になってきたときに、一緒に中学校の仲間と活動した経験もなく、きつかった思い出もなく、そして卒業していくんだなと思うと、寂しいような気もするところですが、それが私たちの目指していたものなのかなという、子どもたちが自分の志向を優先して、それぞれで行っていくというのを目指していたのかなと思うと、寂しい感じもしているところです。

先頃の新聞の報道に、佐賀農業高校との連携が報じられておりました。この件について説明をお願いします。

### ○永石 敏新しい学校づくり課長

高校と連携した部活動につきましては、佐賀農業高校でハンドボール、白石高校で書道、放送部などの文化部の活動が展開されております。佐賀農業高校のハンドボール部は、中学生の希望者は3名で、毎週水曜日と日曜日に2時間から3時間程度、佐賀農業高校体育館やハンドボールコートで行われております。また、白石高校では、書道に3名、放送部に2名、それぞれ毎週月曜日に16時から2時間程度、書道教室や視聴覚教室で行われているところです。白石高校は、今年度も佐賀県教育委員会からSAGAコラボレーション・スクールの指定を受け、高校の魅力発信とともに様々な地域振興活動に取り組まれております。また、県体育保健課から示されたSAGABUKATSUMIライブプロジェクト実行委員会の新たな部活の在り方として、高校の部活動との連携を推奨されておりますので、佐賀農業高校とともに高校と連携した部活動と位置づけ、中学生の活動の機会と場所の確保をするために御協力をいただいているものと思っております。

### ○中村秀子議員

ありがとうございます。学校の部活動であった場合は、学校教育活動の一環であり、無償であると教育長が答弁された経緯がございます。昨年、そういうふうな答弁をいただいたんですけども、これは地域に移行しても、教育活動の一環であるというようなことでした。現在、どのような経費を町が負担し、子どもたちが負担するのはどのような経費なのか、また指導者の謝金はどのように支払われているのか、説明をお願いします。また、町外のクラブ活動でも子どもたちは、先ほどのバレーボールクラ

ブの知り合いは、県下中、県内いっぱい練習場があるので、鳥栖に行ったり鹿島に行ったり唐津に行ったり、いろいろされるそうです。鳥栖の久光製菓の体育館に行くときには、空調の利いた体育館ばってん、使用料の高うしてねという話を聞いたことがあります。大きな経済的な負担も抱えながら、子どもたちを練習に通わせているというようなことを伺いました。その子どもたちの練習や試合に係る経費もかなりなものだろうなと思っておりますけれども、このような場合の経費はどのように支援をされているのか、お答えください。

### ○永石 敏新しい学校づくり課長

現在の部活動や地域クラブ活動に対します町からの費用負担につきましては、学校教育課が所管いたします部活動活動助成金として、年間1部活に対して3万円、プラス1,500円掛け所属人数を助成しております。また、地域指導者への謝金として、指導者1人当たり2,650円掛け50回を上限としてお支払いをしているところでございます。令和6年度は、20名の指導者が指導に当たっていただいております。地域クラブ活動に対しては、生涯学習課が所管いたしますスポーツ少年団活動助成金として、1クラブ当たり1,800円掛け所属人数と、1,500円掛け指導者数を助成しているところでございます。

部活動や地域クラブ活動の主な経費の支出としては、大会参加費や協会連盟の登録費、スポーツ傷害保険料、用具購入等などの経費になると思いますが、さきに申しました町からの助成金を充てて、不足する分は各部やクラブで費用負担となっておりますが、その経費は部費などの保護者負担で賄われているものと思っております。また、町外のクラブ活動での子どもたちの支援はというところでございますが、現在町外クラブでの通常の活動への町からの費用助成はありませんが、もし所属する選手が上位大会への参加、出場となった場合は生涯学習課からの出場激励金や、中体連大会上位大会への出場の場合は、学校教育課の助成金などを助成しているところでございます。以上です。

### ○中村秀子議員

地域の活動、学校の活動には支援をするけれども、地域外の活動は、大きな大会に出た場合の助成金ということですね。そこら辺は明確に線を引かれているということですね。はい、分かりました。

やはり、町内で活躍する、町内の部活動で頑張る子どもたちに多くの支援をしてもらいたいというのが、町民の大きな方向性かなというふうに私も思っております。何でも出してあげたいんですが、財源にも限りがありますので、そういうことになろうかと思っております。

再来年には、週休日の部活動が全面的に地域移行するとしています。私の個人的な感想は、教育は指導者と生徒たちの信頼の下に成り立っていると思っております。教員が課業日に部活動だけに従事し、週休日の活動は地域で行うというのは、かなり無理があると思っております。週休日には練習試合を組んだり、大会が開催されたりします。それだけを地域の指導者が行うことは、双方にとっても、子どもたちにとって

も、あまりよい状況ではないと思います。何人かの先生たちは、陸上のアスリートクラブの指導者の方々にもお話を伺いましたが、白石アスリートクラブのように一貫した指導体制が取れば、日頃からの信頼関係の中でスムーズにいけていいんですけどねという話をされていましたが、ほかの部活動も、今試合まで持っているけど、これ、試合には来んでよかよ、練習だけしてくださいって、やってられんですよねというようなお話でした。そういうふうなことも課題があると思っておりますけれども、そのほかにも大きな課題があると思いますが、問題点としてどのように想定し、対策というか、どのように対応しようとしていらっしゃいますでしょうかね。そこら辺をお伺いいたします。

### ○永石 敏新しい学校づくり課長

地域移行を進めるに当たりましては、大小様々な問題点や課題が考えられますが、現時点では3つの大きな問題点があると捉えております。

1つ目は、人材確保の問題です。

その中には、地域指導者のさらなる発掘と育成や、教職員の兼職・兼業の制度の理解を進めることも課題でございます。

次に、財源確保の問題です。

これは、地域移行を進めていく過程で解決しなければならない最も重要な課題と言えます。保護者や生徒の受益者負担に関する説明と理解を得ることと、それと指導者の謝金などの一定の財源負担、指導者資格取得に係る費用のこと、大会参加、用具購入などに必要な財源確保など、様々な面で必要な費用が出てくるのをどう賄うかを検討することが必要です。

3つ目は、地域クラブが増えたときに、おのおののクラブ全体をまとめる組織をどう構築するかです。

地域クラブ活動と学校部活動との間では、地域クラブ活動と学校部活動との間で活動状況やスケジュールなどの共通理解を図ったり、関係者が日々の生活の活動状況に関する情報共有など、綿密に行ったりする必要があります。そのためには、地域クラブ活動が適正に行われるよう、地域クラブ活動の取り組み状況を適宜把握し、必要な調整を行う組織が必要だと考えております。様々な課題はありますが、子どもたちがスポーツ、文化活動に親しめるよう、環境づくりを推進していかなければならないと考えているところです。

以上です。

### ○中村秀子議員

兵庫県では、全面的に土日の地域移行ではなくて、平常日からの完全地域移行が発表されております。そうしないと、そういう方向、地域移行に行くんだったら、中途半端な週休日地域移行というようなことは、指導者にとっても子どもたちにとっても絶対いいことではないというふうに思っております。本町も、試合のときと練習のときと、指導者が一貫した目標だとか指導だとか生徒の生かし方だとか、選手の活用だとか、そういうものの一貫性を持ったことをするためには、指導チームというのは1

つじやないと難しいと思うんですよね。そういう人材発掘も必要ですけれども、全面的な地域移行というようなことを早急にする必要がある、あるいは熱心な、体育の先生なんて部活大好きだから、やりたいと思うんですよ、部活動をそのまま。土日も、試合にも連れていきたいし、勝たせてもやりたいというふうな思いを持っていらっしゃると思うんですよね。そういうふうなことも、働き方改革だからするなとかというのは、もったいない話だと思うんです。兼職・兼業をどのように進めるのか、また4号業務の取扱いについて、国のほうにどういうふうに手だてをするのかということについては、どのようにお考えなのでしょうか。書いていませんが、よろしいでしょうか。

### ○北村喜久次教育長

部活動の地域移行、それから今後のことについて、大事なことを質問していただきました。

まず1つは、部活動というものがどういうものかということ、もう一度皆さん方がしっかり認識してもらう必要があると思うんです。部活動は、本来子どもたちの主体的、自主的な活動である、これは学習指導要領にもあります。させられているものではありません。あわせて、スポーツとか文化活動は、楽しく、自ら進んでやるべきものであるんです。だから、いろいろな志向がありますので、それをいかに受皿として準備できるか、そこが豊かさの元であると思うんです。それで、今後少子化が進む、中学校も統合しましたが、10年後には300人台に移る。そういった中で、学校だけで今までやってきた部活動を回すことはとても困難です。したがって、学校を含む地域、その中の高校も含んで、地域全体、チーム学校としていかに子どもたちを育てていくかということですね。先ほど、週休日だけ地域移行、ここがまずいと。確かに、将来的には一つの団体で賄えるようにするのが理想です。ところが、今一挙にそこには行くことができません。だから、今はまだ過渡期なんです。そういうことで、指導者も発掘していますけれども、幸い立派な指導者がたくさんいらっしゃいます。指導者は、教職員以外にもいっぱいいらっしゃいますので、そういう方たちに頼って、白石が地域全体で子どもたちを育てるような組織づくりができることを今目指しておりますので、どうぞ御理解いただいて、今後とも御協力をお願いしたいなと思います。

### ○中村秀子議員

よく分からなかったんですけども、またお話をさせていただければと思います。これで私の一般質問を終わります。

### ○片渕栄二郎議長

これで中村議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

14時15分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年9月10日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 中 村 秀 子

署 名 議 員 定 松 弘 介

事 務 局 長 中 原 賢 一